

1. 平成11年度において豊かな環境の保全 及び創造に関して講じようとする施策

付録1は、平成11年5月に刊行
されたものです。

目次

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進	345
第1節 総合的・計画的な施策の相互連携	345
第1 様々な施策の連携	345
第2 各種計画の連携	345
第3 多様な施策手法の活用	345
第2節 事業活動における環境への配慮	345
第1 規制的手法の活用	345
第2 環境影響評価の推進	345
第3 自主的な環境管理の促進	345
第4 経済的手法による環境負荷の低減	345
第3節 自主的な活動の促進	347
第1 環境教育・学習の推進	347
第2 自主的な活動の支援	347
第4節 環境情報の活用	347
第1 環境モニタリングの充実	347
第2 環境情報システムの整備	348
第3 環境情報の提供	348
第5節 調査研究の推進	348
第2章 住民が健やかな生活を享受できる社会の実現	349
第1 自動車公害の防止	349
第1 自動車公害の対策	351
第2 自動車騒音対策	351
第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進	351
第1 廃棄物の発生抑制	351
第2 適正なりリサイクルの推進	352
第3 廃棄物の適正な処理の推進	352
第4 適正管理のための基盤づくり	353
第3節 大気環境の保全	353
第1 排出の抑制	353
第2 環境監視	354
第4節 水環境の保全	354
第1 発生源対策	354
第2 水の浄化	355
第3 水循環機能の確保	355
第4 環境能率	355
第5節 地盤環境の保全	355
第1 未然防止	355
第2 地盤環境の回復	356
第3 環境監視	356
第6節 騒音・振動の防止	356
第1 発生源対策	356
第2 移動発生源対策	356
第7節 有害化学物質対策の推進	357
第1 化学物質の包括的対応	357
第2 ダイオキシン類対策	357
第8節 環境保健対策等の推進	358
第1 公害等の健康被害の救済と予防	358
第2 公害等の苦情及び紛争の処理	358
第3 事業者における公害防止対策の促進	358
第4 災害時における生活環境の保全	359

第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

第1節 生態系の多様性の確保	359
第1 野生動植物の種の多様性の保全	359
第2 野生動植物の生息・生育空間の確保	360
第3 多様な自然環境の保全・回復、活用	360
第4 貧困な自然の保全	360
第5 森林環境の保全・整備	361
第6 地域緑地の保全	361
第7 農空間の保全と活用	361
第8 水辺環境の保全と活用	361
第9 自然とふれあいう場と機会づくり	362
第10 自然公園の整備・管理	362
第11 森林とのふれあいの場と機会づくり	362
第12 水辺でのふれあいの場と機会づくり	363
第13 自然環境の保全・創造のための活動の推進	363
第14 推進体制の整備	363
第15 自主的な活動の促進	363
第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造	364
第1節 豊ないと安らぎのある都市空間の形成	364
第1 緑豊かなまちづくり	364
第2 水辺環境の整備	365
第3 ゆとりある空間の確保	366
第4 美しい骨董の形成	366
第5 美しい事業等による推進	366
第6 公共事業による推進	366
第7 適切な誘導・規制	366
第8 景観づくり活動等の促進	367
第9 歴史的文化的環境の形成	367
第10 歴史的文化の遺産を活かしたまちづくり	367
第11 歴史的文化の環境づくり	367
第12 開かれた歴史的文化的環境づくり	367
第5章 地球環境保全に資する取組の推進	368
第1節 地球環境保全に資する取組の推進	368
第1 協働による行動の推進	368
第2 地球環境問題への取組	368
第3 明治上岡等に対する環境協力の推進	369
第4 地球環境に関する調査研究の推進	369
第5 環境に優しい地域づくり	369
第6 環境に優しい社会への向けた取組	369
第7 環境型社会への向けた取組	370
第8 基盤の整備	370

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

総合的・計画的な施策推進のため、「大阪府環境行政推進会議」の場等を活用し、府内の機関相互の連携、調整を図ることとともに、府・市町村・府民・事業者等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」を通じて、各主体の協働による取組を展開する。「環境にやさしい大阪府庁行動計画」に基づく取組を一層充実強化するため、平成11年2月に取得したISO14001(環境ISO)に基づく取組を一層促進するとともに、「ふるちゅう環境活動レポート(仮称)」の発行を行う。また、地球環境にやさしい水道事業体として、府管水道の約8割の水をつくる村野淨水場において、平成11年度での環境ISOの認証取得を目指す。

法律や条例による規制に加えて、事業の実施に際し適正な環境配慮がなされることを確保するため、平成10年3月に制定した「大阪府環境影響評価条例」を平成11年6月から全面施行し、事業者に必要な助言・指導を行う。

環境省の「総合環境学習ソーラン・モルデル事業」対象ソーランに選定され、学習教材や情報ネットワークが整備されるよう、環境に配慮した生活・行動を主導的に実践していくとともに、インターネット等による情報交換の推進や環境情報の収集・提供に一層努めていく。

試験研究機関において、各種調査研究を引き続き行うこととともに、新たに、ダイオキシン類の農作物への吸収・移行調査、ダイオキシン関連の焼却灰の焼却炉への影響に關する調査研究を推進する。

第1節 総合的・計画的な施策推進

第1 諸施策の相互連携

①環境基本条例等の施行・推進

■環境基本条例の推進
人の心がかよいあう豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」(平成6年3月制定)に基づき、生活環境、都市環境及び地球環境に係る環境施策を総合的・計画的に推進する。

■生活環境の保全等に関する条例の推進
大気、水、土壤等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年3月制定)に基づき、公告の防止に関する規制の措置や生活環境の保全に関する施策などを推進する。

■自然環境保全条例の推進
「大阪府自然環境保全条例」に基づき、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進する。

②環境総合計画等の推進

■環境総合計画の推進
「豊かな環境都市・大阪」の構築を行ない、豊かな環境の保全及び創造に関する「大阪府環境総合計画」(平成8年3月策定)の進行管理を行い、環境行政に關する施設を総合的かつ計画的に推進する。

■みどりの大阪21推進プランの推進(一部新規)

みどりあふれる環境の中での豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくために、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の構築」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標とした「みどりの大阪21推進プラン」(平成8年2月策定)の推進に努める。

また、同プランを受け、府全域を対象とした広域的な観点から、みどりの確保目標水準や配置計画等を定めた「大阪府広域緑地計画」(平成11年3月策定)に基づき、計画に示すみどりの将来像の実現に向けて、市町村や府民とも連携した施策を推進する。

③環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

■環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進
府が、事業者・消費者とともに、あらゆる事務事業に環境への配慮を徹底するこことをめざして平成9年3月に策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画(府庁エコアクションプラン)」に基づき、省エネルギー・やリサイクルなどの取組を推進することとともに、「ふくよう環境活動レポート(仮称)」を作成し、府の取組状況の公表等を行う。

■グリーン購入の推進
環境にやさしい大阪府庁行動計画及び本庁舎における環境ISOの取組に基づき、事務用品について実施しているグリーン購入(環境にやさしい商品の優先購入)について、対象品目の拡充を図り、積極的な購入を推進する。

■文書ダイエット大作戦
執務環境の改善と事務効率向上のため、府の全機関(公安委員会を除く。)を対象に文書ダイエット大作戦を実施する。この運動の一環として、紙資源の有効活用や経費の節減のために、両面コピーや資料のワンペーパー化、使用済用紙の再利用の徹底等の取り組みを行うことにより、「紙の使用量抑制」を促進し、文書の作成段階からの減量化を図る。

④ISO14001(環境ISO)の取組の推進

■環境ISOの取組の推進
環境にやさしい大阪府庁行動計画に基づく取組を一層充実強化するため、平成11年2月に本府会において認証取得したISO14001の取組を推進するとともに、府民、市町村、事業者に対し、自主的な環境保全活動の普及を図る。

■村野淨水場環境ISO認証取得(新規)
地球環境にやさしい水道事業体として、環境負荷の少ない水づくりを推進するため、府管水道の約8割の水をつくる村野淨水場において、平成11年度でのISO14001の認証取得を目指す。

⑤審議会における審議

■環境審議会における審議
大阪府環境審議会は、環境基本法、水質汚濁防止法及び大阪府環境審議会条例に基づく環境保全審議会における審議に關して必要な事項を調査審議する。

■自然環境保全審議会における審議
自然環境保全条例に基づき、府における自然環境保全に關する基本的事項を調査審議する。

■環境行政推進会議による施策推進
府の機関相互の連携による施設による施設推進

■環境行政推進会議の活用
府の環境に関する重要な方針決定や意見交換等を行う場として設置した「大阪府環境行政推進会議」の円滑な運営により、府内機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図る。

⑦府民等との協働による施策推進
■豊かな環境づくり大阪府民会議の運営
府、市町村、市民、事業者等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、毎年度「豊かな環境づくり大阪府行動計画」（目標年次：平成13年度、平成10年2月に策定）に基づき、「公害の防止に関する事業に係る国・財政上対象地域：府内の33市5町）に基づき、「公害の防止に関する事業に係る国・財政上の特別措置に基づく法律」の適用を受けた事業を中心とした各種の公害対策事業及び公害関連事業について、環境総合計画との整合性に配慮し、円滑な推進を図る。
■主な関係計画との調整・連携
府における計画のうち、環境に関連する事項を定める計画について、環境総合計画との調整・連携を図る。

第2 各種計画の連携

- ①各種計画の調整・連携
■環境総合計画と大阪府域公害防止計画との整合の確保
平成10年2月に策定した第6次「大阪地域公害防止計画」（目標年次：平成13年度、対象地域：府内の33市5町）に基づき、「公害の防止に関する事業に係る国・財政上の特別措置に基づく法律」の適用を受けた事業を中心とした各種の公害対策事業及び公害関連事業について、環境総合計画との整合性に配慮し、円滑な推進を図る。
- ②多様な施策手法の活用
■多様な施策手法の活用
事業活動に対する規制的手法を活用するほか、自主的な環境管理、経済的手段による誘導的手法、環境教育など多様な施策手法を適切に組み合わせることにより、豊かな環境の保全と創造に関する諸施策の総合的推進を図る。

第3 多様な施策手法の活用

- ①規制的手法の活用
■公害防止等の環境保全関係法令に基づく規制・指導
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき工場・事業場に対して公害の防除に関する規制・指導を行う。
「大阪府屋外広告物条例」に基づき、美観風致の維持及び公衆に対する危害防除のため、適正な屋外広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行うとともに、違法広告物の除去作業を行う。
「文化財保護法」及び「大阪府文化財保護条例」等に基づき指定された史跡、名勝等の保護を図るほか、開発地における文化財の保護を図る。
- ②規制的手段の推進
■環境影響評価の推進（新規）
■環境影響評価条例の施行
事業の実施に際し適正な環境配慮がなされることを確保するため、從来の「大阪府環境影響評価要綱」に対して、住民参加、住民参画、従事者の「大阪府環境影響評価条例」に策定した。平成10年3月に制定した。対象事業について事業者が実施する環境影響評価及び事後調査に開示し、開示市町村及び大阪府環境影響評価審査会（学識経験者により構成）の意見を踏まえて、必要な指導・助言を行う。
- ③経済的手段の推進
■エコビジネスの促進
■エコビジネス購入の推進等を図るとともに、エコビジネスの効果的な推進方策について検討する。

②環境監視の実施

- 関西国際空港環境監視機構の運営
知事と泉州9市4町の長により構成する「関西国際空港環境監視機構」において関西国際空港事業に対策等を要請・勧告する。
- 空港関連事業者による環境監視機構の運営
大阪湾闘域広域処理場整備事業に係る環境監視機構及び環境保全対策大坂府域における大阪湾闘域広域処理場整備事業において、「大阪府環境保全協議会」において大坂府環境保全協議会において、大坂府環境保全センターを指揮する。

第3 自主的な環境管理の促進

- ①自主的な環境管理の促進
■環境総合計画の設置促進
大阪府環境基本条例に基づき、事業者の組織する団体と連携し、国内外の動向や府内の実態を踏まえ、国際標準化機構（ISO）等の環境規格の普及を通じて、環境総括責任者の設置を促進する。
- 自主的な環境管理・監査に向けた啓発、情報の提供
■国際標準化機構、日本工業規格（JIS）における環境マネジメントシステム、環境監査の規格化をうけて、取組が進んでいない中小企業を中心に普及支援を行なう。

第4 経済的手法による環境負荷の低減

- ①経済的負担
■経済的負担に関する調査検討
製品・サービスの価格に環境保全の費用を適切に反映させることによる環境負荷の低減につながる誘導策について、調査検討を進めます。
- ②経済的助成
■中小企業に対する公害防止資金の融資制度
公害を防止するために必要な処理施設の設置、改善又は工場・事業場の移転に係る費用に対して融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。
■中小企業に対する低公害車購入資金特別融資制度
中小企業者が望素議会が購入する低公害車の少ない低公害自動車に買い換える場合などに、購入資金の融資をあっせん及びこれに係る利子補給を行う。
■低公害車普及促進の優遇税制
低公害車の普及を促進するため、自動車取得税の優遇税制を適用する。
- ③エコビジネスの促進
■エコビジネス購入の推進等を図るとともに、エコビジネスの効果的な推進方策について検討する。

第2節 事業活動における環境への配慮

第1 規制的手法の活用

- ①規制の措置
■公害防除等の環境保全関係法令に基づく規制・指導
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき工場・事業場に対して公害の防除に関する規制・指導を行う。
「大阪府屋外広告物条例」に基づき、美観風致の維持及び公衆に対する危害防除のため、適正な屋外広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行うとともに、違法広告物の除去作業を行う。
- ②規制的手段の推進
■環境影響評価の推進（新規）
■環境影響評価条例の施行
事業の実施に際し適正な環境配慮がなされることを確保するため、從来の「大阪府環境影響評価要綱」に対して、住民参加、住民参画、従事者の「大阪府環境影響評価条例」を平成10年に策定した。平成11年6月から同条例を全面施行し、対象事業について事業者が実施する環境影響評価及び事後調査に開示し、開示市町村及び大阪府環境影響評価審査会（学識経験者により構成）の意見を踏まえて、必要な指導・助言を行う。

第2 環境影響評価の推進

- ①環境影響評価の推進
■環境影響評価条例の施行（新規）

第3節 自主的な活動の促進

第1 環境教育・学習の推進

- ①学校における環境教育の推進
 - 授業、クラブ活動等での環境教育への取組
環境を大切にし、よりよい環境領の趣旨に配慮した望ましい行動がうまれる人間を育成するため、学校指導者（環境教育が推進される）、「環境教育プログラム集（地区はみんなの運動場）」、学校版エコライフ活動手引書「エコバル探検隊」の活用を図るよう指導する。
 - 教員向け手引書等の指導書の開発・作成・提供
 - 教員等の環境教育指導者としての養成、研修の実施
 - 環境教育の基本理念、環境問題の現状と課題、実践のための実験・実習等を中心とした教員研修を行う。
- ②社会における自主的な環境学習への支援
 - 体験型学習施設等の活用等の校外における取組
自然の中での宿泊を伴う団体生活及び野外活動を通じて、心身ともに健全な少年の育成を図るために、公立少年自然の家を運営し、小・中学校、高等学校、養護教諭諸学校の児童・生徒の利用に供する。
 - 地域で環境保全活動に取り組む団体等が活動内容を充実発展できるよう支援を図る
「環境活動リーダー支援講習」を実施する。

- 社会教育テレビ番組「現代を生きる！」の活用
社会教育テレビ番組「現代を生きる！」の中で、自然保護、環境保全等の環境問題に関する内容の番組を作成し、情報提供や実践活動へのきっかけづくりを行う。
- 啓発や学習、実践活動に必要な資料の提供
市民を対象とした環境啓発リーフレットの作成や、ビデオの貸し出し等を行い、身近な環境問題についている場の確保（一部新規）。

- 体験的環境学習での実践活動を推進する
環境庁の「総合環境学習ゾーン・モデル事業」の対象ゾーンに選定され、府内の環境学習施設教力所において学習資材や情報ネットワークが整備されることを活用し、体験的な環境学習をより効果的に実施するために役立つ情報の提供の場として「大阪府環境情報コーナー」の活用を行う。
- 実践活動、施設、人材等の情報の収集・提供
インターネット等を活用し、環境教育、啓発活動の実践事例や施設情報等の情報提供を行う。

■各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進
6月の環境月間に「豊かな環境づくり大阪市民の集い」を開催するほか、「グリーン購入啓発キャラーン（仮称）」等の各種行事において環境に関する啓発活動等を実施する。

- 各社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進
活動の相互連携の強化促進を図る。
- 効果的な環境教育手法等に関する調査研究
トンボ池を題材に、ヒオトープ空間を利用した都市部での環境の創造や、環境教育による啓発手法の調査研究を行う。

- 子どもたちの環境学習を支援する「こどもエコクラブ」事業のサポート等を対象とした実践研修を実施する。

③推進体制づくり ■府及び市町村の環境教育担当者による情報交換の場として、市町村環境教育推進会議を開催する。

- 豊かな環境づくり大阪府民会議の場の活用
「豊かな環境づくり大阪府民会議」の構成団体等が行う自主的な環境学習事業に対し、「環境保全活動助成事業」により助成するとともに、ホームページ「かんきょう交流ルーム」・情報誌「かんきょう夢ひろば」を通じて、環境に関する情報の交流を促進する。
- 大阪府環境行政推進会議の場の活用
「大阪府環境行政推進会議」の場を活用して、情報交換や意見交換を行ふなど府における環境教育（学習）関連施策を総合的、体系的に推進する。

第2 自主的な活動の支援

- ①推進体制の整備
■豊かな環境づくり大阪府民会議の運営
「豊かな環境づくり大阪行動計画」に基づき、「府民、事業者の自主的な環境保全活動等を奨励するため、平成9年3月に創設した「おおさか環境賞」の授与式を開催する」とともに、豊かな環境の保全及び創造に貢献する自主的な活動に対し、補助金を交付する。また、地域の環境活動のリーダーを対象に、活動内容により充実・発展できるよう、他団体や行政等とのパートナーシップや活動企画等をテーマとした講習会を実施する。
- ②活動基盤の充実
■大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実
「大阪府環境保全基金」を運営し、環境教育の推進、民間団体の先進的な環境保全活動の支援など府民の自主的な環境保全活動を促進する。
「大阪府みどりの基金」を運営し、綠化の推進及び良好な自然環境の保全を図るほか、(財)大阪みどりのトラスト協会の活動に対して助成を行う。
- 奨励制度の充実
豊かな環境の保全及び創造に貢献する民間団体の自主的な活動に対し、環境保全基金を活用し、補助金を交付する。
- 環境情報提供施設の拡充
「大阪府環境情報コーナー」等による情報提供機能の拡充を図る。

第4節 環境情報の活用

第1 環境モニタリングの充実

- ①モニタリングの充実
■発生源、環境質、府民意識及び影響モニタリングの充実
大気、水質及び騒音等について環境質あるいは発生源の状況を測定、検査分析するとともに、測定局及び測定機器、分析機器等の整備・更新を行う。
- 新たな課題に対応するモニタリングデータを活用した広範囲のモニタリングシステムの検討を進める。

- ①データベースの充実
■データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化などを行って、種々の環境情報を総合的に活用できるよう体系的なデータベース化を推進する。

- ②解析・予測・評価システムの充実
■システムの機能強化、環境指標の開発等に對応するため、解析・予測・評価を行いうソフトウェアの充実や画像処理装置を利用した表示システムの整備を行う。また、環境状況の把握・評価・施策の進捗状況の管理に資する環境指標の検討を進めめる。

第3 環境情報の提供

①情報提供体制の充実

- 環境情報コーナーの充実
環境に関する図書、資料、ビデオのほか、環境に関する情報を広く収集し、パソコン等も用いて分かりやすく提供する。また、環境アセスメントに関する図書を収集整理し、閲覧、縦覧を行う。

②コンピュータネットワークを利用した提供システムの整備

- 情報提供等による環境情報提供システムの整備
インターネット等による環境情報提供システムの整備を進めること。
(財)大阪中小企業振興センターにおいて、中小企業の環境問題や省エネルギーへの対応を支援するため、必要な情報の収集を行うとともに、各種冊子や情報誌、インターネット等により情報提供を行う。また、併設する産業情報図書館でも、関係する図書、雑誌等を収集、閲覧する。

③環境白書等の作成

- インターネット等の活用による情報の発・受信
とともに、環境に関するイベントや施設の情報提供や意見交換を行うことができる市民参加型の環境ホームページ「かんきょう交流ルーム」を運営し、「かんきょう交流ルーム」を運営し、市民、事業者による自主的な環境情報の交流を促進する。

④環境白書等の作成

- 環境白書等の作成
環境の状況や豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を中心に、環境に関する資料を併せて取りまとめた「大阪府環境白書」や、広く市民に環境問題に関する理解を深めてもらい、行動を促すための小冊子「おおさかの環境」等を作成し、情報の提供を行う。

⑤環境技術の振興

- 試験研究施設の整備
「大阪府研究開発大綱」に基づき公害監視センター、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所等の府立の試験研究機関や府立大学の試験研究体制の充実化に努める。

- 研究開発の推進(一部新規)
化学生物質による環境汚染の未然防止を図るため、分析法の開発等を推進する。また、食のゼロエミッション源の一層の有効活用を目的としたネットワークづくりに努める。

- 研究開発の推進(一部新規)
環境保全型農業生産技術や都市廃棄物の再生資源化利用技術、自然環境保全と緑環境創出技術等に関する研究等を推進する。

- 水環境環境の向上を図るために水産資源生存環境及び生態等に関する調査研究を推進する。

- 環境汚染による健康被害等の研究を推進する。
バイオテクノロジーの活用による印刷版フィルムからボリエヌカルヒューリカルに適した高機能薄膜の新規製造法と着色ガラスへの応用に関するシスティムの研究等を推進する。

- 環境資源である都市近郊農村を対象とした多様な生物層の保全に関する基礎的研究、光合成形態の研究、医療用及び地球環境用材料の分子設計を目的とした基礎的研究、光合成能をもつ藻類ユーグレナを用いた食料・飼料化や炭酸ガスの固定・低減化等に関する研究、植栽管理ロボットによる地下都市空間の技術開発の研究、梅干し等の製造廃液に含まれるクエン酸から変換されるボリグルミン酸の有効利用に関する研究を引き続き推進する。

- 環境庁の委託を受け、ダイオキシン類の農作物への吸収・移行調査を実施し、風評被害の回避及び安全な機作付地の技術資料とする。また、ダイオキシンを生成しない置元溶融焼却炉の開発、ダイオキシンに汚染された大気、水、土壤の分解除去法、動植物等への影響評価や農作物等への残留濃度の簡易測定に関する研究を推進する。

- 研究結果調査事業として、府立の試験研究機関等において共同で、産業排水の脱色技術の確立に関する調査研究等を推進する。

- 成果の普及
各調査研究の成果について、専門の学会での発表、所報等への論文の投稿、技術フォーラム等を通して研究結果の普及を図るとともに、市町村職員や開発途上国に対する技術研修を行なうほか、府民にわかりやすく提供する。

- 成果の普及
また、環境に関する技術のうち、農業関係の新しい技術について、技術アドバイザーとして登録し、府内の中小企業の要請に応じて派遣し、技術指導を行い、中企業の技術向上を図る。

②調査研究の推進

■ 化学物質及び農業に関する実証研究（一部新規）
農耕地の地力、土壤汚染の状況を調査し、環境にやさしい施肥技術、土壤管理方法を確立する。

重量的な自然環境を保全するため、野生動物の生息環境や密度管理手法等の調査及び開発を図ることで、多様な緑空間の創出のため効果的な緑化技術の開発を行う。
環境資源としてのため池の周辺環境と調和した利活用に関する研究、有機物分解に有用な微生物製剤の実用化に関する研究を引き続き推進する。

平成11年度から新たに、ディーゼル自動車等の主要発生源による都市域の大気工アロゾリ粒子への影響に関する研究を行う。

河川や海域等の環境管理及び重金属汚染に関する調査研究を行う。
大阪湾の富栄養化及び生物保育機能の回復のための環境改善方策とともに、海況変動機構を明らかにするとともに、富栄養化の著しい湾奥部における環境改善方策とともに、生物との関係の調査研究を行う。

大阪湾における海域環境の定期的な把握を維持する環境を維持するため、人工構造物の拡充及び生物保育機能の回復のための環境改善方策とともに、生物の育成の場の創造技法の開発を進めます。

水生植物アカウキクサの窒素固定能を利用した水槽の富栄養化対策や放射線突然変異法によるアカウキクサの品種改良に関する研究を行う。

■ 環境と調和した産業技術・システムに囲む研究
都市農業物や農業生産活動により排出される有機性農業物を有効に利用するため、それらの再生肥料化技術や肥料化技術としての利用法の確立を図る。

環境保全型農業を進めようとする農業用資材としての土壌管理技術や肥培管理技術の開発、環境に配慮した天敵や拮抗微生物等を利用した総合防除技術体系の確立及び無公害畜産経営技術の開発を行います。

感性や意識改革に関する研究

■ 地球環境保全に関する調査研究

酸性雨・酸性霧の実態調査及び構造物への影響調査等を行う。

二酸化炭素濃度の上昇にともなう樹木の二酸化炭素固定量や環境緩和機能の変化を推定、評価するための基礎的研究を得る。

第2章 市民が健健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

■ 大気、水、土壤等を良好な状態に保持することにより市民が健健康で豊かな生活を享受できる社会の実現を図る。

このため、自動車排出ガス対策について、「大阪府自動車排出ガス削減計画」(以下「総量削減計画」という。)に掲げる窒素酸化物の削減目標の達成をめざし、低公害車の普及促進をはじめ土壤や光触媒を用いた大気直接浄化手法の実用化調査等の諸施策について、路面の改良や遮音壁の設置等の対策を推進する。

■ 废棄物・リサイクル対策として、大阪府産業廃棄物管理条例や、大阪府分別収集促進計画等に基づき、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するため、平成11年3月に策定したごみ対策を検討する。

■ 大気環境の保全として、窒素酸化物対策やエネルギー面での対策を進めるとともに、平成9年2月に環境基準が設定されたベンゼン等3物質をはじめとした有害大気汚染物質のモニタリングや、大阪府化学物質適正管理指針に従った事業者の設置促進をする。また、大阪湾水環境の保全として、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進をする。

■ 地盤環境の保全として、学識経験者からなる委員会を設置し、地下水及び土壤汚染の原因究明、浄化対策及び環境監視体制の強化についての検討を進めるとともに、有機塩素化合物使用事業者に対し、必要な汚染調査及び浄化対策を指導する。

■ 騒音・振動の防止として、工場・事業場等による騒音・振動を防止するほか、関西国際空港へのアクセス特急の沿線において、騒音・振動対策を促進するとともに、引き続き効果把握のための調査を行う。

■ 有害化学物質対策として、ダイオキシン類等の有害化学物質検査分析室の整備を実施するなど、抑制対策を推進するとともに、その他の有害化学物質についても、汚染状態の把握調査・総合的な対策を推進する。また、その他の有害化学物質等に係る各種調査研究等を実施する。

第1節 自動車公害の防止

第1 自動車排出ガス対策

①総量削減計画の推進

■ 総量削減計画の推進
特定地域における二酸化窒素に係る環境基準を概ね達成することを目標とする「総量削減計画」(平成5年11月に策定)に基づき、自動車の単体規制、車種規制、低公害車の普及、物流・人流・交通流対策や局地汚染対策等の諸施策を、関係機関と密接な連携を図りながら推進していく。

また、総量削減計画に基づく諸施策の適切な進行管理を行い、各種施策に反映させていく。

(自動車単体規制の実施)

■ 自動車単体規制の強化
自動車排出ガスの低減を図るために、最も基本的な対策である単体規制について、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第3次答申(平成10年12月)に基づくディーゼル車の排出ガス規制強化の早期実施を国に要望する。

■ 車両の点検・整備の促進
排出ガス低減装置の性能低下をきたすことのないよう定期点検整備促進運動等の啓発活動、街頭検査の実施等を行う。

■最新規制適合車への転換促進

最新規制適合車への転換が促進されるよう、低公害車購入資金特別融資制度を運用する。

- 車種規制の適正かつ確実な実施
車種規制が適正かつ確実に実施されるよう周知するとともに、代替が円滑に進むよう。
■低公害車購入資金特別融資制度を運用する。
- 特定地域外からの流入車について、特定自動車排出基準適合車とするよう啓発を行う。

- ディーゼル乗用車対策
車種規制の対象外であるディーゼル乗用車について、使用者が排出量のより少ないガソリン乗用車を選択するよう啓発を行う。
- 公用車の特定自動車排出基準適合車への率先代替
公用車は、最新の規制に適合する車への早期代替を図ることとし、低公害車の導入に努める。

(低公害車の普及促進)

- 公用車への率先導入
低公害車の普及を図るために、「大阪府低公害車導入指針」に基づき、更新する府内公用車全てについて、基本的に低公害車への代替を図る。
- 民間事業者への助成・普及啓発
また、府内公用車の燃料供給設備として整備した「大阪府森之宮天然ガス充填スタンド」の運営を行うとともに、民間事業者にも開放し、天然ガス自動車の普及促進を図る。

■大阪府天然ガス摩芥車研究会の運営等

- 「大阪府天然ガス摩芥車研究会」における大量導入及び方策についての調査・研究結果をとりまとめ、市町村ごみ収集車への天然ガス自動車の導入促進を図る。
- 民間事業者への助成・普及啓発
(社)大阪府トランク協会が行う低公害車導入促進事業の一部を、運輸省、大阪府及び地元自治体で協調して助成する。

- 民間事業者等への低公害車の普及や燃料供給施設の整備等を目的に設立した「大阪低公害自動車コミュニケーションシステム(LEVOC)事業推進協議会」を運営する。

■技術開発の促進

走行性能、経済性の向上、排出ガスの改善に向けて、国、自動車メーカー等に技術開発の推進について要望する。

- 燃料供給施設の整備
泉大津天然ガススタンド(泉大津市域・平成11年2月開設)をはじめ、官民共同運営方式の天然ガススタンドについて、大阪府、関連自治体及び大阪ガス(株)で共同運営を行うとともに、燃料供給施設について関係自治体や燃料供給事業者と連携しながら計画的整備を図る。

■低NOx車の普及促進

- 京阪神の6府県市が共同して、一般に市販されている自動車の中でもNO_x排出量等の少ない自動車を「低NO_x車」として指定し、その普及促進を図る。

(物流対策)

- 輸送効率の向上
貨物自動車の走行量の削減を図るために、事業者に対し、共同輸送効率の推進、ジャストインタイムの見直しなどによる輸送効率の向上等の対策を関係機関と連携し呼びかける。

■物流拠点の整備

貨物輸送の大半を占める自動車輸送に起因する都市内交通混雑等の解消のため、既存の流通業務市街地の再整備による機能の高度化等の検討を行うとともに、トラックターミナル等の新設を検討する。

堺泉北港及び阪南港において、コンテナ埠頭や外貿・内貿埠頭の整備を行い、府営港湾における背後圏の港湾物流警報に對応することにより、都心部における交通渋滞の解消や輸送時間の短縮等による環境負荷の低減を図る。

- 適切な輸送機関の選択の促進
鉄道、海運をかけて、貨物の横断的活用を通じて適切な輸送機関の選択が図られるよう関係機関と連携し呼びかける。

■事業者に対する指導

- 各事業所から自動車排出窒素酸化物総量抑制指導に基づき、国の指導と連携を図りながら、貨物自動車を大量に使用する事業者に対して、積載率の向上や低公害車の導入等により自動車排出窒素酸化物の計画的な削減を図るよう指導する。

(人流対策)

- 公共交通機関の整備及び利便性の向上
自家用自動車から鉄道・モノレール等への旅客輸送の転換を図るため、公共交通機関の整備や利便性の向上などの人流対策を図りながら推進する。
- 都市交通の改善、都市整備の促進、自動車交通事故の軽減等をして大阪モノレール事業に着手し、環状モノレールの大阪空港～門真市間と、万博記念公園から分岐する公園都市モノレールの阪大病院前までが開業している。今後は、国際文化公園都市モノレールの阪大病院前～東センターラインの整備を検討する。
- 自家用自動車の使用自粛
毎年2月を「ノーエイカーデー」とし、自主規制により自動車利用を抑制し、マイカー通勤から公共交通機関への転換を促すことにより、交通渋の円滑化を図る。

- また、マイカー通勤の公共交通機関への転換を促すためのパークアンドライドをはじめ、自動車利用の仕方の工夫や適切な利用の誘導策により、自動車交通の円滑化と総量抑制を図る「交通需賀マネジメント(TDM)」施策を推進する。
- 歩道・自転車道・駐輪場の整備
歩道未整備道路への歩道設置や、「北河内自転車道」(大規模自転車道)の整備を行う。

(交通流対策)

- 交通の分散化や道路機能の分化の促進
右折レーンの設置、バイパス道路や環状道路の整備、交差点の立体交差化を行いう。
- 駐車対策の推進
遠洋駐車場を大幅に減少させ、快適な道路環境づくりを目指に御堂筋をはじめとする主要ターミナル周辺及び各地域の重点路線等における指導取締の強化と沿道における駐車環境の整備を中心とした遠洋駐車場対策「99メイロードクリア作戦」を強力に推進する。
- 府立春日丘高校の建て替えにあわせ、その地下に府営駐車場を整備するための調査を行いう。民間駐車場6か所(池田市ほか)について、建設資金の借入金に利息補給を行いう市町村に対し補助を行う。また、北河内府民センター附帯駐車場及び豊能府民センター駐車場の休日開放を継続実施する。

- 交通渋滞の解消
安全・快適にして環境にやさしい交通社会を確保するため、信号機の集中制御・系統化・右折感応化、交通情報の提供、バス優先化等を実施する。

■交通管制システムの整備
交通安全と円滑化を図るために、交通管制センターの拡充整備、信号制御機能の高
度化及び交通情報収集・提供機能の強化等、交通管制システムの整備を推進する。

■道路情報提供装置の整備
府県間道路等において道路情報提供装置の整備を推進する。

第2 自動車騒音対策

- ①発生源対策
 - 自動車騒音の大きさの許容限度の強化
 - 騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度の強化が早期に実施されるよう
国に要望する。
 - 低公害車の普及・促進
 - 低騒音車の自動車である電気自動車、天然ガス自動車、その他の低公害車の普及
促進を図る。
- ②交通流対策
 - 生活ゾーン規制による通過交通の排除
 - 住居地域における交通の安全と静かな生活環境を確保するため、大型自動車等の通
行禁止、一方通行、歩行者用道路等の交通規制を実施する。
 - 速度規制等
 - 交通の安全と円滑の調和に配意し、最高速度、進路変更禁止、進行方向別通行区分
等の交通規制を総合的に組み合わせて実施する。
- ③大型車規制
 - 交通の安全と円滑化を図り、あわせて自動車に起因する騒音・振動等の交通事故を
防止するため、幹線道路等における大型車の通行禁止規制等を実施する。
- ④構造対策
 - 遮音壁・養護の設置
 - 立体交差及び高架橋部に遮音壁を設置する。
 - 路面の改良（低騒音舗装、路面の補修）
 - 植樹帯の設置
 - 騒音を緩和するため、道路の街路樹を増植するとともに樹木の管理を行う。
 - 高架橋の桁の連結及び連続桁の推進を図る。
- ⑤駐車場におけるアイドリングの規制等
 - 駐車場におけるアイドリングの禁止等の遵守の徹底を図る。
 - 平成10年3月に改正した府生活環境保全条例に基づき、自動車の運転者等に対する
駐車場におけるアイドリングの禁止等の遵守を図る。
- ⑥ノーマイカーの実施
 - 毎月20日をノーマイカーデーとし、ラジオスポット放送の実施、ポスター・チラシ
の作成配布、ノーマイカーデーウォークの実施、電光掲示板への掲出、懸垂幕・横断
幕の掲出を行う。
 - 大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓發
 - 「大阪自動車公害対策推進会議」を運営し、ポスター、リーフレットの作成及び掲
示・配布等により、駐車時ににおけるアドリーリングの禁止の周知徹底や自動車使用の合
理化、ノーマイカーデー運動等に対する市民・事業者への理解と協力を呼びかける。
 - 工芸・エナジーOSAKAの開催
- ⑦「環境にやさしいエネルギー利用のあり方」をテーマに、電気自動車、天然ガス自
動車などの低公害車の展示・試乗を中心としたフェアや、高校生・専修学校生徒達に
よるソーラーカーレース等の啓発イベントを開催する。

(計画の進行管理)
■大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会等の運営

総量削減計画の進行管理を「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議
会」幹事会で行うとともに、諸施策をより実効性のあるものとするため、府民代表や
学識経験者で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」に
おける検討結果を計画の推進に反映させていく。

■排出量の把握等

府内の自動車の交通量及び窒素酸化物排出量の把握を行う。

(計画の進行管理)
■大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会等の運営

総量削減計画の進行管理を「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議
会」幹事会で行うとともに、諸施策をより実効性のあるものとするため、府民代表や
学識経験者で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」に
おける検討結果を計画の推進に反映させていく。

■排出量の把握等

府内の自動車の交通量及び窒素酸化物排出量の把握を行う。

■浮遊粒子状物質等対策

■自動車単体規制の強化

■自動車排出ガスの低減を図るため、最も基本的な対策である単体規制について、中
央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方にについて」第3次答申(平成
10年12月)に基づくディーゼル車の排出ガス規制強化の早期実施を国に要望する。

第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1 廃棄物の発生抑制

- ①開発・生産・流通の各段階での配慮
- 廃棄物アセスメントの推進

製造工程の新設等に伴い、一定量以上の産業廃棄物の排出が見込まれる事業者に対
して、「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、廃棄物
の発生量や処理方法等を事前に予測評価する制度である廃棄物アセスメントの実施を
指導する。

■製品アセスメントの普及・啓発
「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の推進を通じて、製品が廃棄物となつた時点の対応を考えた製品づくりを実施するための制度である製品アセスメントの普及・啓発を行う。

■エコシヨップ制度の普及及

適正包装を実施するなどのごみの減量化やリサイクルの推進を宣言する店を登録する制度「エコシヨップ制度」について普及・啓発を行うとともに、ごみ減量化・リサイクル推進功績表彰を実施する。

②生活様式の見直し

■ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発
「大阪府廃棄物減量化・リサイクルアクションプログラム」において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づき、事業者・住民・行政の果たすべき役割を踏まえた実践・リサイクル推進会議!において実践する店を見直し、ごみの減量化やリサイクルに取り組む府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量化やリサイクル問題等をテーマに活動する団体の参加を認め、広く府民への啓発を図ることとともに、団体の自主活動の支援を行なう。

■リサイクルフェアの開催

府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量化やリサイクル問題等をテーマに活動する団体の参加を認め、広く府民への啓発を図ることとともに、団体の自主活動の支援を行なう。

■リサイクルフェアの開催
「大阪府廃棄物減量化・リサイクルアクションプログラム」において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づき、事業者・住民・行政の果たすべき役割を踏まえた実践・リサイクル推進会議!において実践する店を見直し、ごみの減量化やリサイクル問題等をテーマに活動する団体の参加を認め、広く府民への啓発を図ることとともに、団体の自主活動の支援を行なう。

②適正なりサイクルの推進

①再使用・再生利用の推進

■廃家電リサイクル事業の推進
廃家電リサイクル事業を(財)千里リサイクルプラザに委託し、不用になった家電製品から再生利用が可能なものを回収して、シルバーパートナーによる補修を行い、府内の留学生及び社会福祉施設に提供する。

■分別収集促進計画の推進

市町村の分別収集への支援
「容器包装アセスメントの促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」の施行に伴い、平成8年11月に策定した「大阪府分別収集促進計画」に基づき、市町村における分別収集及び新商品化の促進等に取り組む。また、ベットボトル減容圧縮器の購入費の一部を助成する。

■再生資源を使用した商品等の利用の促進

再生資源の回収ルートを確保するため、府・市町村で設置した「大阪府再生資源集中回収推進協議会」を通じて、再生資源業者に対する研修や事業者・市民に対するサイクル製品利用に関する普及啓発事業を実施する。
「省エネ・リサイクル支援法」に基づき、リサイクル対策等に関し事業者が行なう特定事業活動の事業計画に対して承認を行うとともに、法及び税・融資等の支援措置の周知を図る。

■建設副産物の再生利用の促進

建設副産物の処理に関する研究会に参画し、発生の抑制、再利用の促進、適正処分の徹底を進めること。

■水道残渣の有効利用の推進

三島淨水場の貯水槽の貯水ケーキ(無養殖加圧脱水方式)を、グラウンド用資材として有効利用するため、その販売を(財)大阪府水道サービス公社に委託する。また、水道残渣の有効利用や減量化などを図るために検討を行う。

■下水汚泥の有効利用の推進

下水汚泥の有効利用に当たっては、建設資材化を積極的に推進する。

②資源化施設等の整備

■リサイクルセンターの整備
リサイクルセンター(金属、ガラス等の資源化施設)が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的な援助を行う。

■リサイクル関連施設の整備
焼却処理の際に発生する熱エネルギーを有効に活用する施設などのリサイクル関連施設が計画的に整備されよう、市町村に対して技術的な援助を行う。

■ストックヤードの整備
資源ごみの保管施設であるストックヤードが計画的に整備されよう、市町村に対して技術的な援助を行う。
建設発生土用ストックヤード事業を引き続き実施し、建設発生土の再利用を推進する。

第3 廃棄物の適正な処理の推進

①指導の徹底

■ごみ処理の広域化計画の推進(一部新規)
ごみ処理の広域化計画に基づく市町村ブロック会議を設置し、関係市町村とともに、プロックごとの施設整備計画を検討する。
■マニフェスト(管理票)システムの徹底
平成10年12月の改正法施行により、全ての産業廃棄物についてマニフェスト(管理票)の交付が義務づけられたことから、排出事業者に対する「情報処理センター」の間に専用回線を設置するなど、情報管理システムの強化を行う。

■多量排出事業者による産業廃棄物の処理に関する要綱の運用
産業廃棄物を多量に排出する事業者に対する要綱を定め、産業廃棄物アセスメントの考え方を導入した要綱に基づき、処理計画書や処理実績報告書の微訛を行い、減量化や適正処理を重点的に指導する。

■建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱の運用
一定規模以上の建設事業者に対する要綱(平成10年4月1日施行)に基づき、減量化目標の達成や環境アセスメントの実施を重点的に指導するとともに、建設廃棄物のリサイクル等による減量化の推進を図る。また、元譲業者が建設廃棄物を自らの責任において処理することを原則とする「大阪ルール」を確立し、適正処理の確保を図る。

■建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱(新規)
元譲業者に対する「大阪ルール」による処理責任の徹底を図るため、元譲業者の具体的な責務を定めた指針(平成10年11月施行)に基づき、適正処理を重点的に指導する。

■特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用
人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物を発生させる事業者に対して、要綱に基づき適正処理を重点的に指導する。

■P C B廃棄物適正保管の推進
平成8年4月に策定した「P C B廃棄物適正保管マニュアル」に基づき、廃棄物となったP C B使用電気機器等の保管体制の整備等を徹底させ、適正保管の推進を行なう。

②中間処理の推進

■市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助
一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、市町村への技術的援助を行い、処理施設の適正な維持管理について指導を行うとともに、一般廃棄物処理施設の新・増設について、国庫補助金の確保に努める。

■産業廃棄物処理施設の整備の促進
産業廃棄物の排出事業者における周辺地域の生活環境の保全に配慮し
た適正な処理施設の整備を促進する。

■産業廃棄物不適正処理対策の強化（新規）
産業廃棄物の野焼き等の不適正処理の未然防止及び早期是正を図るために、平成10年
11月に策定した要綱に基づき、関係部局・市町村・警察の連携をより強め、監視・指導の強化を行なう。

③最終処分場の確保

- 堺第7－3区埋立処分事業の推進
堺第7－3区において、(財)大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、土砂、がれき等の埋立による廃棄物処理分事業を引き続き実施を行う。
- 同公社に対して必要な技術的援助を受ける。
- 工場（近畿2府4県171市町村）から発生する廃棄物の適正な処理を行なう大阪湾地域の広域処理対象区（大阪湾広域環境整備センター）を事業主体として、大阪湾地域の広域処理対象区（大阪湾広域環境整備事業）の促進
- エニックス事業（大阪湾地域センターを事業とする廃棄物の適正な処理を行なう大阪湾地域の広域処理場整備事業（エニックス）から事業の実施（フェニックス）を開始した大阪府県、市町村等と協力して促進する。
- 事業の実施にあたり、搬入予定の廃棄物の調査等を行う。

第4 適正管理のための基盤づくり

- ①情報管理システムの充実
■ウェイストデータバンクの充実
ウエイストデータバンク（産業廃棄物情報管理システム）を活用し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備・運用に参画する。
- ②調査・検討
■廃棄物対策に係る公共開与の手法の検討
廃棄物の適正処理、減量化、リサイクルを推進するため、これまでの学識経験者の意見を踏まえ、今後の廃棄物対策の中で、中間処理をはじめとする廃棄物処理における公共開与の手法を総合的に検討する。
- ごみ処理費用についての調査研究
「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の負担についての調査研究を行う。
- ③実践啓発活動の充実
■大阪府廃棄物減量化・リサイクルのための各種の啓発活動を推進する。
- 廃棄物の適正処理等のための指針の策定及びその普及・啓発
廃棄物の適正処理及び減量化を促進するための行動指針、事業活動に係る製品等が廃棄物となつた場合の適正処理や環境負荷の低減、再生資源化を促進するための指針の検討等を行う。

■さんばいフォーラムの開催

- 産業廃棄物の現状や適正処理に対する認識を深めるため、排出事業者、処理業者、府民を対象とした「さんばいフォーラム」を開催する。
- 産業廃棄物の不法投棄等の防止の推進
不適正処理情報の収集のため、「不適正処理情報ファックス」を設置するとともに、「野焼き・野積み・不法投棄、しない！させない！許さない！」の気運を醸成するため啓発事業を行う。

④協力体制の強化

- 事業者団体、住民団体、他の地方公共団体及び国と相互に協力しながら、廃棄物の適正管理を進めための体制の整備を図る。

第3節 大気環境の保全

第1 排出の抑制

- ①窒素酸化物対策
■工場・事業場の規制・指導
排出基準や総量規制基準の遵守を徹底するとともに、要綱に基づく削減指導や低NOx機器の普及促進等により、工場・事業場等からの窒素酸化物の排出抑制を図る。
- 地域冷暖房システムの導入促進
業務用建築物が集中する地域への適正な地域冷暖房システムの導入を促進する
- ②光化学オキシダント対策
■炭化水素類排出抑制対策の推進
炭化水素類に係る規制対策の遵守を徹底するとともに、「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱」に基づき、排出抑制を推進する。
- 光化学スモッグ緊急時措置
光化学スモッグ緊急時対象工場に対する燃料使用量等の削減の発令時に緊急時対象工場に対する燃料使用量等の削減の要請・勧告を行うとともに、自動車の使用者等に対して自動車の運行の自粛を要請し、光化学スモッグの原因物質の一つである窒素酸化物の排出量の削減等を図る。
- ③浮遊粒子状物質対策
■浮遊粒子状物質総合対策の検討
浮遊粒子状物質総合対策の一環として、浮遊粒子状物質（粒径10μm以下）のうち、特に人为的発生源からの寄与割合が多い微小な粒子（粒径2.5μm以下）の大気環境濃度を正確に把握・評価するための調査を行う。
- 工場・事業場の規制・指導
排出基準の遵守を徹底し、工場・事業場からのばいじん及びガス状の大気汚染物質の排出抑制を図る。
- ④硫黄酸化物対策
■工場・事業場の規制・指導
排出基準及び総量規制基準の遵守徹底を図るとともに、都市ガス等のクリーンエネルギーへの転換を指導・啓発する。
- ⑤エネルギー面の対策
■クリーンエネルギー化の促進
大気汚染物質の各種削減指導に併せて、都市ガスや灯油等、より良質な燃料の使用について指導・啓発を行い、クリーンエネルギーの促進
- 省エネルギー・リサイクルの促進
大気汚染物質の各種削減指導に併せて、省エネルギー型施設の導入について指導・啓発を行い、省エネルギー化を促進する。
- 「省エネ・リサイクル支援法」に基づき、省エネルギー対策等に關して事業者が行なう特定事業活動の事業計画に対する承認を行うとともに、法及び税・融資等の支援措置の周知を図る。

■エネルギーの有效活用の促進
工場廃熱や河川水の温度差エネルギー等の未利用エネルギーを活用した地域冷暖房システムの導入を促進する。また、地域特性に応じた工場廃熱的有效活用システムの導入促進策等を検討する。

⑥悪臭対策

- 悪臭物質の排出抑制規制等を直接行う市町村に対し、測定方法、排出防止技術等についての助言・指導を行うとともに、研修等を実施し市町村担当職員の技術向上を図る。
- 屋外燃焼行為の規制ゴム・いおう・ピッチ・皮革・合成樹脂その他燃焼により大気を著しく汚染し、悪臭を発生する物質を野焼き状態で多量に燃焼させる行為を規制し、適正な施設での燃焼を市町村とともに指導する。

⑦普及啓発活動の推進

- 大気環境啓発事業の推進市民参加型の大気環境教育プログラムへの参加者に対して継続的なフォローアップ等を行う。

第2 環境監視

①発生源監視

- 発生源テレメーターシステムの整備大阪府大気汚染常時監視システムを運用し、大規模発生源からの大気汚染物質排出状況の常時監視を行う。
- 発生源測定、立入検査等工場・事業場に対して、立入検査や発生源測定を行い、各種規制基準の遵守徹底を図ることも、大気汚染対策の進捗状況の確認に努める。
- 各種業態監査大気汚染物質発生源の動向等を把握するため、燃料・原料使用状況調査及び窒素酸化物排出状況調査等を実施する。

②環境監視

- 大気汚染常時監視府内の大気汚染状況を迅速かつ効率的に把握し、環境基準の適合状況の把握や環境保全対策の基礎資料としての各種解説等を行う。また、光化学スモッグ注意報等緊急措置に関する警報受信装置を一部更新する。
- 光化学スモッグ緊急時措置定期的環境モニタリング府内一般大気中のアスベススト濃度を把握するため、府内12か所においてハイブリッド・エア・サンプラー等で粉じんを探取し、その総量、金属成分に関する調査を行う。
- 光化学スモッグ緊急時措置定期的環境モニタリング府内における経年的大気汚染状況を把握するため、府内12か所においてハイブリッド・エア・サンプラー等で粉じんを探取し、その総量、金属成分に関する調査を行う。
- 光化学スモッグ注意報等を発令するとともに、当該発令内容を報道機関や市町村等を通じて府民や関係機関へ周知し、被害発生の未然防止を図る。
- 定期的環境モニタリング府内における経年的大気汚染状況を把握するため、府内12か所においてハイブリッド・エア・サンプラー等で粉じんを探取し、その総量、金属成分に関する調査を行う。

第4節 水環境の保全

第1 発生源対策

①生活排水対策

- 生活排水処理計画の推進生活排水の100%適正処理を目指として、平成7年に定めた「大阪府生活排水処理計画」を引き続き推進し、下水道や合併処理浄化槽等の普及に努める。
- 流域下水道事業の推進猪名川流域をはじめ、府内7流域において、流域幹線管渠の延伸、終末処理場の新設等、下水道施設の整備を図る。
- 下水道の高度処理施設の新設、増設時には、砂ろ過や窒素・懸除去が可能な処理方式の採用を原則として、高度処理施設等の推進を推進する。平成11年度には安威川流域中央処理場において、高度処理施設等の供用開始を行う。
- 合併処理浄化槽の設置促進合併処理浄化槽設置者に対する市町村の補助事業に府が1／3の補助金を交付する合併処理浄化槽設置整備事業を府内の16市町村に対して実施する。
- 生活排水対策重点地域の指定生活排水対策が特に必要な区域について、新たな重点地域指定を検討する。また、平成10年度までに指定した地域において、生活排水対策推進計画策定及び生活排水対策指導員の育成事業を行いう市に対して補助を行う。
- 府民啓発の実施家庭からの発生源対策の実施促進を図るため、府民啓発を推進する。
- 農業集落排水処理施設の設置促進下水道計画区域外の農業振興地域における生活環境基盤の改善と農業用水の水質保全を目的として、平成10年度に供用したたま勢町（杉原地区）に引き続き、平成11年度は岸和田市2地区（塔原相川地区、大沢地区）において、生活排水の処理施設等の整備を実施する。

②産業排水対策等

- 工場・事業場の排水規制、COD総量規制工場・事業場の排水規制（濃度規制、COD総量規制）を行うため、工場等への立案検査、探水検査等を行う。
- 未規制事業場の排水規制事業場からの大気汚染物質排出削減等の啓発指導未規制事業場の排水規制等の啓發指導を行う。また、排出抑制のための手法を検討する。
- ゴルフ場等農業対策「大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱」に基づき、ゴルフ場で散布された農業の流出を監視するため、水質検査を実施し、水質管理目標値による農薬の流出防止の徹底を指導する。
- 肥料の適正使用の促進市町村における環境保全型農業の推進方針の策定に協力し、実証展示による農業技術の確立・普及を図る。

③上水道水源の水質保全対策

■ 上水道水源の河川及び地下水の水質を監視する。また、上水道水源地域の工場・事業場に対し、有害物質の上乗せ排水基準による排水規制・指導を行うとともに、ゴルフ場に対しては、その他の地域より厳しい水質管理目標値による農業の流出防止の徹底、農業の適正耕用等について指導する。さらに、「淀川水質汚濁防止連絡協議会」等により、水質事故時の連携を図る。

④大阪湾水質保全対策

■ 濞戸内海の環境の保全に関する大阪府計画「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、CODの総量削減対策等を推進する。

■ COD総量削減計画の推進

大阪湾に流入するCOD汚濁負荷量の一層の削減を図るために、平成11年度を目標年と定めた「第4次化学的酸素要求量に係る総量削減計画」(平成8年策定)に基づき、下水道整備等の生活排水対策及び総量規制基準の遵守指導等を推進する。また、計画の進捗状況を把握するため、調査、監査、解説を行う。

■ 富栄養化防止対策の推進

大阪湾の富栄養化状態の改善を図るために、平成11年度とした「窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針」(平成8年策定)及び同削減指導綱に基づき、下水道整備の推進や工場・事業場に対する水質管理値の遵守を行う。

■ 関連団体との協力
瀬戸内海の環境保全を推進するためには、沿岸自治体の相互協力が必要であることから、沿岸自治体で構成する瀬戸内海環境保全協議会に参加し、国に対して各種の要望を行うほか、瀬戸内海環境保全協会及び大阪湾環境保全月間（6月）に市民に対して啓発事業を実施する。

■ 大規模油流出事故対策の推進

大阪湾での大規模な油汚染事故発生時の環境保全面での対応に備え、水質、底質等の現況調査及び関連情報の収集整備を行う。

第2 水の浄化

①水浄化能力の維持・回復

■ 河川水の直接浄化（導管流浄化施設等）の実施
東除川、西除川において導管流浄化、大和川支川で支川対策浄化施設の設置を行う。
■ 多自然型川づくり（自浄作用の向上等）の実施
生態系に配慮した川づくりとして、現地林の保全、自然河岸の保全及び再生を実施する。

■ 浄化用水等の導入

平野川で浄化用水の導入を進め、河川の清掃を行う。

②底泥・ごみ等の除去

■ 堺泉北港内及び付近海面に浮遊している摩芥流木等の漂着物流を回収し、処理するとともに、入港船舶の廃油処理を行う。また、阪南、泉州港において、海面に浮遊するごみ等を回収し、処分する。

■ 河川のしゅんせつ

■ 平野川等において、しゅんせつを行う。
■ 河川の清掃
市町村、地元自治会、河川愛護団体等の協力を得て、河川の清掃を行う。
■ 船舶等廃油、流出油対策
堺泉北港17か所及び港湾事務所にオイルフェンス、薬剤等を備蓄する。

■ 渔場環境保全対策
漁場に堆積及び浮遊しているゴミを除去し、漁場の再生機能の回復を図るため、小規模漁場保全事業（海底堆植物の回収、除去）、漁場環境美化推進事業（海中浮遊ゴミの回収、除去及び啓発活動）を行う。
また、内水面漁業権河川において、河川利用者等が投棄したゴミを回収除去し、河川環境の改善を図る。

第3 水循環機能の確保

④大循環機能の確保

■ 都市域の保水能力の確保
■ 雨水の貯留浸透施設の設置
公共・公益施設又はその敷地において、貯留浸透施設の設置を行う。
■ 透水性歩道の整備
駅周辺歩道の整備において、景観に配慮した透水性のあるインターロッキングブロック舗装による歩道の整備を行う。
■ 大和川流域の環境保全対策の実施
大和川流域の環境基準達成に向けて、建設省や奈良県、流域市町村と協力し各種調査や生活排水対策府民啓発事業を実施する。

②水の循環利用の促進

■ 下水処理水の利用において、処理水再利用のための送水管線建設を引き続き行う等、積極的にリサイクルを推進する。
■ 水循環に関する啓発
大阪府水循環再生アクションプログラムの活用により関係機関の意識啓発を図る。

第4 環境監視

①発生源監視
■ 発生源データによる監視
汚漏状況を集中監視する水質自動監視システムを運用し、大規模工場・事業場から排出されるCOD汚漏負荷量を迅速に把握する。
■ 発生源測定
工場・事業場の採水検査を行い、排水基準や総量規制基準の遵守を指導する。

②環境監視
■ 公共用水域の水質測定計画の推進
環境審議会の答申を受けた「公共用水域の水質測定計画」に基づき、河川や海域等の公共用水域の水質測定を行う。
■ 水質事故の監視
■ 事故の未然防止のため、工場等への立入指導や啓発を行うとともに、事故発生時に、関連機関と連携して、応急措置、採水検査等による原因究明、再発防止指導を行う。

第5節 地盤環境の保全

第1 東除川

①規制・指導
■ 地下水採取規制・指導
地盤沈下を未然に防止するため、規制地内の関係事業場に対して、地下水の採取規制等の指導を行う。

- 地下水の適正利用の指導
地盤沈下を未然に防止するため、規制地内の関係事業場に対して、地下水の適正利用等の指導を行う。
- 地下水の代替用水の供給
工業用地下水の汲上げが規制されている北摺、東大阪及び泉州地域において、引き続き工業用水の安定供給を行う。そのため、計画的に、老朽化した施設の改良を実施する。
- 有害物質の漏洩の防止
工場・事業場の排水規制、有害物質の漏洩の防止及び事故時の措置等の指導を行う。
- 有害物質の地下浸透防止
工場等における有害物質の地下浸透防止を指導する。

②調査・研究等

- 安全揚水量の解明
大阪府南部地域において、地盤沈下の兆候として塩水化が発生しており、地盤沈下を防止するため、地域の実情に応じた地下水の適正利用について調査・研究を実施する。
- 汚染機構の解明
硫酸等の自然起因によるものや、有機塩素系化合物等有害物質による地下水の汚染機構に関する、情報収集等調査、研究を実施する。
- 地盤沈下機構の解明
地盤沈下の機構を解明するため、地域の実情に応じた地下水の適正利用等に関する調査・研究を実施する。
- 地下水管理手法の検討
地盤環境の保全、地下水の適正な活用を目指し、地下水管理手法の検討に資するため、地下水位、水質、採取量等の基礎データの収集、整理を行う。

第 2 地盤環境の回復

②地下水のかん養

- ①地下水のかん養
地下水の地下浸透機能の向上
雨水の地下浸透施設又はその敷地において貯留浸透施設の設置を行う。
- ②浄化対策の検討
地下水浄化手法の検討
地下水の浄化について、学識経験者からなる「大阪府地下水汚染対策検討委員会」を設置し、原因究明、浄化対策及び監視体制の強化の検討を行う。
- ③土壤浄化対策の検討
土壤汚染について、「大阪府地下水汚染対策検討委員会」を設置し、環境の保全、回復を図るため、課題の検討を行う。

第 3 環境監視

①環境監視

- ①地盤沈下の監視
地盤沈下観測所において、地盤沈下の常時監視を行う。また、地下水採取量を把握するため、地下水採取量調査を行う。
- ②地下水位の監視
地下水位の監視
水準測量及び地盤沈下観測所において、地下水位の常時監視を行う。
- ③汚染対策指導
有機塩素系化合物による汚染の浄化対策指導（新規）
有機塩素系化合物使用事業場に対し、必要な汚染調査及び浄化対策を指導する。

- 地下水質の監視
地下水質測定計画を作成し、地下水質に関する3種類の調査（概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査）を行う。

- 土壤汚染監視調査
農耕地の地力変化と土壤汚染の状況を全国レベルで捉えるため、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」に基づき、土壤管理の実態と土壤、作物体、作物体、かんがい用水の調査を実施する。

第 6 節 駆音・振動の防止

第 1 固定発生源対策

①工場・事業場

- 規制・指導
規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等を行い、工場・事業場に対する規制・指導の徹底を図る。
- 土地利用の適正化の促進
工場と住居の無秩序な混在を防ぐため、地域地区制度等の規制誘導手法や土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法の活用や、工場の適地への配置等に努める。

②建設作業

- 規制・指導
規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等を行い、特定建設作業に対する規制・指導の徹底を図る。

③近隣騒音

- 規制・指導
規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等を行い、カラオケ騒音や振動騒音に対する規制・指導の徹底を図る。
- 音楽活動の促進
市町村などによる騒音に係る騒音教育や各種啓発活動の促進に努める。

④低周波空気振動

- 調査・研究の推進
低周波空気振動の発生機構等に関する知見の集積に努める。

第 2 移動発生源対策

①航空機

- 大阪国際空港周辺対策の推進
大阪国際空港周辺地盤整備工事を行う。また、利用緑地のうち、利害関係者との協議により、航空機騒音の実態を継続的に把握する。
- 関西国際空港周辺に係る航空機騒音の測定を行ない、WECPNLの変動、環境基準の達成状況を把握する。
- 大阪国際空港周辺地盤整備工事を行う。
大阪国際空港周辺地盤整備工事を行なう。また、空港周辺整備機構に対する移転資金の利子補給、運営者資金のあつせん融資及び利子補給を行う。

②鉄軌道

■騒音・振動対策の促進

新幹線鉄道や在来鉄道の事業者による騒音・振動対策の促進を図る。特に、関西国際空港へのアクセス特急による騒音・振動問題については、「南海本線・JR阪和線騒音・振動等問題協議会」の中間報告に基づく鉄道事業者の対策の促進を図る。

■調査・研究の推進

関西国際空港へのアクセス特急の沿線において、騒音・振動対策の効果把握のための調査を行う。

第 7 章 有害化学物質対策の推進

第 1 化学物質の包括的対応

①環境影響の評価

■化学物質データベースの構築
インターネット等を利用して、外部データベース等の化学物質情報の収集を行う。
また、キーワード検索や日本語での利用が可能なデータベース化の検討を行う。

■環境情報システムの構築

化学物質のデータベース化を通じて得られる諸情報をもとに、府内関連部局で化学物質情報の共用化を図るため、データベースのインターネット利用等を検討する。

■環境調査（汚染状況）

ゴルフ場からの農薬等の水質の実態調査及び府内の代表的な上水道水源である淀川、石川流域で散布された農薬の流出監視を行うための水質調査を実施する。

■有害大気汚染物質調査（一部新規）

平成9年2月に環境基準が設定されたベンゼン等3物質を含め測定方法が既に確立されている19の有害大気汚染物質について、定期的にモニタリングを実施し、各種物質による府内の大気汚染状況を把握する。また、自動車排ガスの影響を調査するために、府内要監視項目に係る要監視項目については、河川及び地下水の水質調査を実施する。

■環境汚染の実態把握を行なうなど、知見の充実に努める。

■分析手法の開発

国が実施する環境安全性総点検調査（大気質、水質、底質、生物モニタリング）に関する委託を受け、環境調査や分析手法の開発を行う。また、大阪府化学物質適正管理指針で定める物理物質の判定手法の検討

■リスクアセスメント手法の検討

有害化学物質による環境汚染を未然に防止するために、その危険性を評価する手法として、リスクアセスメントについて基礎的な研究を行う。平成11年度は、これまでの研究成果をもとに、リスクアセスメント等の手法を活用して、地域性を考慮し、府域の実態に即した有害化学物質の環境影響評価手法を検討することも、リスクコミュニケーションのあり方について検討する。

②環境負荷の低減

■規制・指導

有害性の高い化学物質について、工場・事業場に対する大気、水、土壤等への排出規制を行うとともに、廃棄物の適正処理を推進する。

■化学物質適正管理の推進

「大阪府化学物質適正管理指針」に従つて、事業者による管理組織の整備、排出抑制への自主的な取組等の推進を図る。また、事業所における有害化学物質の使用量等の実態把握に努める。

■包括的な排出抑制手法の検討

化学物質の生産、使用、廃棄等の各段階での環境への排出を包括的に抑制する手法について、府における法制化の動向や、事業者の自主的な取組状況なども踏まえながら検討を進めることとする。

■レスポンシブルケア活動の促進

事業者による化学物質の全ライフサイクルにわたる自主管理活動（レスポンシブルケア活動）に関して、情報の収集を行うとともに、環境マネジメントシステム等の啓発を通じて、事業者の取組を促進する。

第 2 ダイオキシン類対策

①総合的な対策の推進

■大阪府ダイオキシン対策会議の運営
■大阪府ダイオキシン類問題について、総合的な対策を推進するため設置した府内関係課からなる「大阪府ダイオキシン対策会議」を中心とし、発生源対策や環境調査等を実施する。

②発生源対策

■ダイオキシン類の発生抑制対策の推進
■大気汚染防止及び廃棄物処理法の改正政省令（平成9年12月施行）並びに「大阪府産業物焼却炉による指揮」（平成9年12月施行）に基づき、ダイオキシン類の発生防止対策指導の徹底を図る。

■ダイオキシン類の排出実態調査

■廃棄物焼却炉の排力ス・燃え替について、ダイオキシン類の排出実態調査を行なう。

③環境調査等

■ダイオキシン類環境モニタリング
■平成9年9月に環境庁がダイオキシン類の大気環境指針値及び平成10年11月に土壤の暫定ガイドライン値を示したものに伴い、府内7地点で夏期・冬期において大気環境調査を行うとともに、河川・海域の水質、土壤及び地下水の調査を実施する。

■食品等に含まれるダイオキシン類の実態を調査する。

■ごみ処理の広域化計画の推進（一部新規）

■府内で生産された食肉類・卵類についてダイオキシン類の実態を調査する。
■ごみ処理の広域化計画に基づく市町村ブロック会議を設置し、関係市町村とともに、プロックごとの施設整備計画を検討する。

■ダイオキシン等有害化学物質分析室の整備（新規）

■ダイオキシン等有害化学物質による環境汚染を迅速に調査・把握し、発生原因者に對する規制・指導を機械化的に行なうため、公害監視センターに、室内の空気を清淨に保つ空調設備と排水処理装置を設置し、分析從事者の安全と、周辺環境に影響を与えない機能を備えた検査分析室を整備する。

■土壤中ダイオキシン類の植物への吸収・移行調査を実施し、風評被害の回復及び安全な農作物のための技術資料等とする。

■府立大学におけるダイオキシンの総合対策プロジェクト（新規）

■ダイオキシンを生成しない還元融解焼却炉の開発、ダイオキシン汚染された大気、水、土壤の分解除去法、動植物等への影響評価や農産物等への残留濃度の簡易測定に関する研究を推進する。

第8節 環境保健対策等の推進

■環境保健に関する調査研究体制の整備
　　大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図ることともに、体系统的な健康影響の調査体制の整備に努める。

■環境保健に関する情報管理体制の整備
　　大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図るとともに、体系统的な健康影響の情報管理体制の整備に努める。

- ①公害に係る健康被害の救済と予防
　　■公害病認定患者死亡見舞金の支給
　　「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表すために、関係市とともに死亡見舞金を支給する。
- 公害医療修理事業への助成
　　公害医療に対する認識と理解を深めるため、医師を対象として公害医療に関する研修事業を実施している(社)大阪府医師会に対し助成を行う。
- 健康被害予防事業の実施
　　大気汚染による健康被害を予防するために、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償予防協会の助成を受けて、環境改善事業計画を作成するとともに、低公害車の普及等の円滑な実施に努める。

②健康影響等に関する調査研究の実施

■大気汚染による健康影響調査
　　大気汚染に及ぼす影響について調べるために、3歳以上の成人、3歳児及び3歳児の追跡としての学童を中心とした疫学調査を実施する。また、光化学スマッグによる健康影響に関する基礎資料を得るために、被害発生時に緊急調査等を実施する。

■保健所における環境保健業務の実施
　　保健所の健康を環境汚染から守るため、保健所において所管区域の状況の把握、環境汚染に係る相談(苦情)の処理、環境啓発等の環境保健業務を実施する。
■呼吸器疾患の予防に関する調査研究
　　近年、都市中心に著しい増大がみられるアレルギー性鼻炎などの呼吸器アレルギー疾患を予防する目的で、その主要原因であるアトピーの増大に焦点を絞り、地域住民や学童を対象に、府内の診療所、市町村保健センター、府保健所、教育委員会等の協力を得ながら、都市型の生活環境や食生活の関与を疫学的に調査・検討する。

■水処理及び水質確保に関する研究
　　飲料水、水道水源河川水について、化学物質、細菌及び生物学的研究を行って、健康被害の防止に資する。
■母乳中の有機塩素系化合物の測定調査
　　産後約1～3か月の授乳婦の母乳中の有機塩素系化合物の測定を行ふとともに、母子健康調査を実施し、大阪府母乳栄養推進事業検討委員会で調査結果等を検討する。

■食品、容器包装等のP C B汚染調査
　　暫定的規制値が設定されている魚介類を中心に、食肉類・乳製品・容器包装について、P C B汚染の実態を調査する。
■輸入食品を中心とする調査研究
　　輸入食品に残留農薬に関する調査研究を行い、安全性の確保に資するとともに、新規制農薬に対する分析手法の検討を行う。

③環境保健サーべイランシステムの構築

■環境汚染による健康影響等の監視体制の整備
　　大気汚染についての各種知見の集積を図るとともに、体系統的な健康影響等の監視体制の整備に努める。

■環境保健に関する調査研究体制の整備
　　大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図ることともに、体系统的な健康影響の調査体制の整備に努める。

■環境保健に関する情報管理体制の整備
　　大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図るとともに、体系统的な健康影響の情報管理体制の整備に努める。

第2 公害等の苦情及び紛争の処理

- ①苦情の処理
　　■府・市町村公害苦情相談窓口
　　公害等に関する苦情に対して、市町村と連携して、適切な苦情処理に努める。
- 府警機関による公害関係事犯の検挙
　　府警機関による公害関係事犯について、関係行政機関との緊密な連携のもと、積極的な取締りを実施する。

②公害等の苦情及び紛争の処理

- ①苦情の処理
　　■府・市町村公害苦情相談窓口
　　公害等に関する苦情に対して、市町村と連携して、適切な苦情処理に努める。
- 府警機関による公害関係事犯の検挙
　　府警機関による公害関係事犯について、関係行政機関との緊密な連携のもと、積極的な取締りを実施する。
- ②公害紛争の処理と体制
　　■公害審査会の運営
　　係属中の調停事業の手続きを進めるとともに、新たに調停等の申請があつた場合は、その適正な処理を行う。
- ③電波障害対策
　　■府有施設の整備における電波受信障害の発生防止
　　府有施設の整備を建設する場合には、電波受信障害が予想される地域の調査結果に基づき対策範囲を確定し、共同受信方式等による対応を行う。
- 有線テレビジョン放送施設設置・変更手続きの円滑な実施
　　有線テレビジョン放送法に基づく有線テレビジョン放送施設の設置・変更手続きを円滑に実施する。
- 法・条例による日影の規制
　　建築基準法及び大阪府建築基準施行条例に基づき、日影規制を行う。

第3 事業者における公害防止対策の促進

- ①中小企業に対する助成
　　■中小企業公害防止資金特別融資
　　中小企業者に対し、公害を防止するための必要な処理施設の設置、改善又は工場・事業場の移転による費用に係る融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。
- 中小企業低公害車購入資金特別融資
　　中小企業者が空気素顕化物排出量の少ない低公害自動車に買い換える場合などに、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。
- 中小企業設備資金貸付
　　中小企業近代化資金等助成法に基づき、対象となる公害防止設備の近代化を図るうとする中小企業に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースを行う(財)大阪府中小企業振興協会に対して、事業資金の貸付等を行う。
- 中小企業設備近代化資金融資
　　中小企業近代化資金等助成法に基づき、資金難達の困難な中小企業に対し、対象となる公害防止設備の購入にかかる費用の2分の1以内を無利子融資する。

②公害防止組織の整備

- 公害防止管理者等の選任状況調査の実施
- 公害防止管理者等の選任状況について調査を実施する。
- 未選任特定工場に対する指導
- 公害防止管理者等が未選任となっている特定工場に対し、その設置を促進するため、資格の取得等について指導する。
- 公害防止管理者等研修会の開催
- 公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、大阪府公害防止管理者等研修会を実施する。

第4 災害時における生活環境の保全

- ①緊急時対応の計画・組織づくり
- 的確な対応方策の推進
- 平成9年3月に策定した「大阪府地域防災計画」に基づき、「災害に強いまちづくり」に向け、避難地、避難路の確保、火災の延焼防止等の観点から、公園緑地、道路、緑道等の防災空間の整備等を図る。
- 円滑な実施のための体制整備
- 被害を受けた場合における迅速かつ的確な応急復旧活動を行うため、「大阪府地域防災計画」に基づき、関係部局において初動マニュアル等の作成や関係団体との連携強化等体制の整備を図る。

第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

- 公害防止組織の整備
- 身近に自然を感じることができることのできる機会づくりのための取組の推進である。
- 豊かな自然環境とのふれあいを通じて、府民に、酪農への理解を深めてもらうよう、府立農林技術センター能勢種畜場をリニューアルし、「大阪府民牧場」として本年9月に開設する。また、農業用水路が持つ多面的機能を増進し、快適で安全な生活環境を作るため、6路線10水路（番田水路、十丁堀水路等）において、行政、農業者、地域住民が一体となり「まちづくり水路整備事業」を推進する全国行事事である「第23回全国育樹祭」を平成11年10月に、府営轟船池公園等において開催するとともに、「みどりすと」「緑アドバイザー」等のボランティア育成、活動支援を行うほか、身近な緑化推進活動のリーダーとなる「緑アドバイザー」を養成する。

第1節 生態系の多様性の確保

第1 野生動植物の種の多様性の保全

- ①鳥獣の保護
- 第8次鳥獣保護事業計画の推進
- 野生鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、第8次鳥獣保護事業計画（平成9～13年度）を推進する。
- 鳥獣保護区等の設定
- 鳥獣保護及狩猟二闘法等を設定するとともに、看板の設置や環境の保全等を行う。
- 傷病野生鳥獣の救護
- 傷病野生鳥獣のドクター制度を基盤とし、あわせて動物園や愛鳥モデル校等を活用するなどして、府民ボランティアを募る「傷病野生鳥獣保護飼養がラントアイア制度」により教護体制の充実を図り、適切な救護活動の推進に努め、また、これらの活動を通じて、鳥獣保護思想の普及啓発
- 鳥獣保護思想の普及啓発
- 自然保護について、広く市民の認識を深めるため、鳥獣保護員による燐島会等の普及啓発活動のほか、愛鳥モデル校の設置等により、鳥獣保護思想の普及啓発を行う。
- ②貴重な淡水魚等の保護
- オオサンショウウオ・イタセンバラ・アユモドキ等の保護
- 特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンバラ及びアユモドキの保護、生態調査の実施、生息環境が保全されるような設計や工法等について、事業者に対する指導・助言を行う。
- 淀川に生息するイタセンバラ、アユモドキの保護増殖及び希少魚であるニッポンバラタナゴの純系種の保護等を行う。
- タカセシバンバラの保護増殖を図るため、既存知見・情報の収集整理を行うとともに、理想的な生息環境及びその保全のあり方の検討を行う。
- ③希少な野生動植物の保護
- 府内の野生動植物の分布、生息・生育状況の把握（大阪府種の多様性調査）
- 野生動植物の保護及び生物多様性保全を図るために、府内における野生動植物の分布、生息・生育状況等の補完調査を行い、保護が必要となる種の保全施策を取りまとめる。
- 希少な野生動植物の保護
- 和泉市の湿地において、絶滅の危機が指摘されているラン科の植物等の保護を図るため、乾燥地植物の除去等を行う。

第2 野生動植物の生息・生育空間の確保

② 天然記念物等の保全

- 和泉城山ブナ林の生育区域を広めるためには、府内各事業部局において、事業実施に当たって、野生動植物の生息等に配慮し、ビオトープの保全・回復を行う。
- ビオトープの創出
　昨年に引き続き、府内に残された良好で貴重な湿地の保全を図るために、放置しておらず陸地化・乾燥化等により、改善・消するおそれのある和泉市の信太山の湿地を対象に、土砂のしめんせつや乾燥地植物の除去等を行う。
- ビオトープの保全
　現存するビオトープの保全・回復を図るほか、都市空間等の自然度の低い地域において、ビオトープの創出を図る。
- ビオトープの確保のための技術的手法の普及及による開拓研究及び指導・助言者に対する技術的手段に関する調査研究を進めるとともに、事業環境と共生する港湾（エコポート）の整備
- 工場共用都市として、堺北港埠2区地先において、人工干潟（約10ha）の整備工事に着手する。
- 環境共生都市「水と緑の健康都市」の整備
　造成工事の開始に伴い、自然環境復元計画に基づき、貴重動物の移殖作業や、工事により発生した裸地の緑化等の自然環境の復元作業を進めしていく。
- 阪南スカイタウンの水辺環境の整備
　阪南スカイタウンの水辺環境整備の一環として、周辺河川においてホタルの生息状況を調査するとともに、ホタルの繁殖実験を行い、自然環境の復元を図る。
- 阪南阪南2区における人工干潟の整備
　阪南阪南2区において人工干潟の整備、海滨について、環境創造の効果等の検討調査を行う。
- ビオトープネットワークの形成
　■ 河川について、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進する。
　■ 石川等の河川において、街路樹の育成と歩道路の環境整備
　■ 河点となるビオトープを結ぶ整備
　　府道において、街路樹の育成と歩道路の環境整備
　　■ 河点となるビオトープを結ぶ整備
　　点在するビオトープを縦で有機的に結び、野生動植物の移動を活発にすることで、多様な生態系を創出する。

第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

第1 貴重な自然の保全

- ① 自然環境保全地域等の指定と保全
　■ 自然環境保全地域の指定と保全するため、府自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定に努め、既存の指定地域（高槻市本山寺など5地域）について維持管理に必要な措置を行う。
　■ 緑地環境保全地域の指定と保全
　　樹林地、水辺地等を含む区域について、府自然環境保全条例を含む区域で、その自然環境を保全することが特に必要な区域に、既存の緑地環境保全地域（能勢町三草山、地黄畠地）について、維持管理に必要な助成を行う。

- ② 森林環境の保全・整備
　■ 自然海岸の保全
　　■ 長松自然海岸保全地区及び小島自然海岸保全地区において、清掃、ごみの回収を行うとともに、適正な利用を図る。
- 第2 森林環境の保全・整備
　■ 森林地域の保全
　　■ 保安林の保全・管理
　　■ 第5期保安林整備計画に基づき、主として、「公衆の保健」を目的とする保安林（保健保安林）の指定に努める。また、引き続き保安林を森林保全の核として位置づけ、関係法令を厳格に運用することにより、その適切な保全と管理に努める。
　　■ 国定公園区域の保全
　　■ 嶺南の風景地の保護とともに、その利用の増進をもつて府民の保健休養等に優れた自然の風景地の保全に努め、自然公園法に基づく許可権限を厳正に運用することにより、自然環境の保全に努める。
　　■ 岐阜県の国定公園区域では、自然公園法に基づく許可権限をもつて府民の保健休養等を図り、自然環境の保全に努める。
　　■ 近郊緑地保全区域の保全
　　■ 無秩序な市街化を防止するとともに、都市住民の健全な心身の保健増進や公害の防止を図る目的で指定された近郊緑地保全区域内における自然環境を保全するため、指導指針に基づき、開発抑制を指導する。
　　■ 「自然環境の保全と回復に関する協定」制度等による保全地等の保全
　　■ 住宅地の造成等の自然環境に及ぼす行為を行なう者に対し、「自然環境の保全と回復に関する協定」を結ぶことを義務づけ、一定の緑地等を確保させるなど、自然環境への配慮を求めるとともに、森林機能の保全を図る。
- ③ 遊覧制度の活用
　■ 自然環境保全指導員制度の運用
　　■ 府民参加による自然環境の保全・巡回制度である自然環境保全指導員制度の運用により、周辺山系を適切に保全するための監視、指導を行なうとともに、関係行政機関への通知や府への報告等を密にして、措置を必要とする事項にも迅速に対応する。
　　■ 森林保全員制度の運用
　　■ 森林の保全、森林火災の予防、林地開発規制、保安林、府営林の管理に精通し、山地開発規制、保安林、府営林の活用
　　■ 自然公園指導員の活用
　　■ 府及び府内国定公園関係自治体との連携の強化を図るなど、自然公園指導員の活動の充実を図る。
- ④ 森林の公益的機能の維持・増進
　■ 森林造成事業の推進
　　■ 府内一円の森林を対象に育成単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）、育成複層林整備（樹下植栽、下刈、改良）及び平成10年9月の台風7号被災森林災害復旧（被害木等の整理、跡地造林）について事業実施、助成を行う。
　　■ 治山事業の推進
　　■ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から府民の生命・財産を保全するとともに、水源涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山ダム工、山腹工及び森林整備などを実施する。

- 生駒山系グリーンベルト整備事業の推進
市街地が山麓まで展開し、土砂災害危険所の連坦する生駒山系西側斜面（枚方市～柏原市、延長約25km）において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を形成し、土砂災害に対する安全性を高める。
- 森林景観保全整備事業の推進
適正な森林管理が行われず荒廃が進み、周辺環境や景観に著しい支障を及ぼしている国定公園内の森林について、周辺環境の改善と国定公園の回復を図るために、適正な森林施業を実施する。
- 保安林整備緊急対策の推進
現に荒廃しているか、あるいは放置しておおくと荒廃のおそれがある保安林を対象として、植栽、保育（下刈、除・間伐、枝打ち）を実施する。
- 間伐の促進
森林の多面的機能の維持増進を図るための基本的な施業である間伐実施に対して、助成する。

第3 地域緑地の保全

- ① 緑地保全地区の指定拡大の推進
■ 緑地保全地区の指定拡大の推進
市町村に対し、10ha未満の面積の緑地保全地区について、積極的な対象地の掘り起こしと地区指定を働きかけ、都市における貴重な緑地を保全する。
- ② 風致地区等の保全
■ 風致地区における、風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行う。

第4 農空間の保全と活用

- ① 農村地域の保全整備・活用
■ 農業の振興
農業生産活動等を通じて、農地・ため池等の自然環境の適正な維持管理を図り、農村地質を豊かな緑、水、ゆとりある空間にするため農業の振興に努める。
- 榆田地域の保全
中山間地域の棚田は、「府民のふるさと」ともいいうべき農村の原風景として、また、多様な生態系の保全、雨水の一時貯留による国土保全という点で、大きな役割を果たしている。
- 市町村農空間整備事業による良好な環境の維持・保全のため、平成10年度から12年度までの3か年間に基金を積み立て、府民と地域が一体となつた保全活動を推進する。
- 農空間整備事業の推進
農地・集落・里山等からなる農空間において、農業生産基盤の整備とともに、安全で暮らしそやすい農村の整備、府民が親しまみどり豊かな環境の整備等、農業と都市が共生するまちづくりを目指すため、府が平成8年度から11年度までの4か年間に、府内19市町村における「市町村農空間整備計画」の策定を推進する。
- ② 「農」の教育的機能の増進
■ 府民牧場のリニューアルオープン（新規）
牧場が有する、豊かな自然空間・家畜とふれあい、畜産について学べる等の機能を最大限に活かし、府民に、牛や羊等とのふれあいを楽しむがら、酪農への理解を深めてもらえるよう、府立農林技術センター能勢種畜場をリニューアルし、新たに「大阪府民牧場」として整備する。開設時期は平成11年9月を予定。

第5 水辺環境の保全と活用

- ① 河川環境の整備
■ 河川環境整備事業の推進
■ 生態系の保全・再生を行い、生き物にやさしい、自然環境に配慮した多自然型川づくり等の水辺整備を実施する。
■ 豊かな淡水魚である天然記念物のイタセンパラをはじめ様々な水生生物の保護増殖を図るために、水生生物の生態及び生息環境調査をはじめて、その生息・繁殖の場としてのわんどの重要性を広く普及することともに、関係機関に対して、保全についての働きかけを行う。
■ 水と豊かな渓流文化を活かした水と豊かな渓流づくりを免除川（交野市）等で推進する。
- 砂防護岸整備事業の推進
個々の渓流の特色を活かした水と豊かな渓流づくりを砂防護岸工及
び散策築造等を行う。
- 河川水質の保全
■ 河川水質のスマッシュとして、浄化用水の導入を進めるとともに、東除川及び西除川で薄層流浄化施設、大和川支川で支川対策浄化施設の施工を行う。
- 河川流量の確保
■ 河川流量の確保（多様な水源の確保）に向けて、関係部局との調整を図っていく。
■ 「河川水辺の國勢調査」の充実化
■ ピオトープの創造をテーマとした川づくりを推進するため、河川の魚介類、底生生物等の生息状況の調査を行う。
- 猿山池ダムの推進
猿山池ダムにおいて、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。
- ② 農業用水路の整備
■ いきいき水路モーテル事業の推進
■ 農業用水路を農業用水のはづけ、安全なまちづくりへ
の活用をめざし、長瀬川（東大阪市・八尾市・柏原市）、津之江水路（高槻市）等において、親水・景観施設等の整備を推進する。
■ まちづくり水路整備事業の推進（新規）
■ 農業用水路が持つ多面的機能（防火用機能、景観生態系保全機能等）を増進し、快適で安全な生活環境をつくるため、番田水路、十丁曇水路をはじめとする6路線10水路（高槻市、茨木市、枚方市、枚方市）において、府及び神農土地改良区が事業主体となり、行政、農業者、地域住民が一体となって水辺環境の整備や、良好な維持管理を行う。
- ③ ため池環境の整備
■ オアシス整備事業の推進
■ ため池の快適環境づくりを進めため、光明池（和泉市・堺市）、久米田池（岸和田市）ほか6地区において親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行う。
■ 地域総合オアシス整備事業の推進
■ 熊取地区（熊取町）ほか4地区で、ため池が広範に点在している地域において、ため池を群としてとらえ、多面的な機能を活かした総合整備を行う。
■ ため池の水質の保全
■ オアシス整備事業、地域総合オアシス整備事業の中で、植生や噴水によるばつ気を行い、「ため池環境ミニユーティの支援」
■ ため池環境づくりを進めるにあたり、住民参加の機運を盛り上げるため、地域の住民によるコミュニティの形成、及び活動の支援を行う。

■森林クリーンアップの推進
山地における美化意識の啓発を目的とし、毎年11月を「山地美化キャンペーン月間」と定め、自然公園・事業を有する市町村において関係団体、一般市民の取組のもと各種キャンペーン実施（実施主体：府、府内24市町村）するとともに、ごみ国定公園内におけるごみ投棄防止施設の設置に対する助成やごみの撤去を行い、ごみ捨てににくい環境をつくる。

④海辺環境の整備
■阪南港阪南2区において人工干潟・海浜について、環境創造の効果等の検討調査を行う。
■なぎさ保全創造事業の推進
泉南市岡田とともに、副次的ななぎさを府民の憩いの場等として保全活用する。
■漁場保全対策事業の推進
小規模漁保全事業（海底堆積物の回収、除去）及び漁場環境美化推進事業（海中浮遊ゴミの回収、除去及び啓発活動）を行う。
■魚礁の設置
大阪湾の泉佐野市地先で、1,200空^mの並型魚礁、大阪南部地区で2,500空^mの大型魚礁を設置し、水産資源の増大に資する。

■自然調和型漁港推進事業の推進（新規）
深日漁港において、藻場の復元、拡大を図るため、増殖型・自然調和型護岸の整備を進めること。
■空港周辺海域整備事業の推進
水産動植物の採捕禁止区域に設定した関西国際空港周辺海域において、大阪湾の海水資源の保護、培養の場としての機能を維持していくため、海域監視及び稚魚放流を行う。

■環境と共生する港湾（エコポート）の整備
工コボートモデル事業として、堺泉北港埠2区地先において、人工干潟（約10ha）の整備工事に着手する。

■栽培漁業センターの活用
大阪湾の中高級魚介類の培養を図るために、平成3年度に岬町に整備した栽培漁業センターを活用し、クルマエビ、マコガレイ、マコガラ、マコダイ、ガザミ、クロダイ、ヨシエビ、アカガイの計7魚種の生産、放流を行い、栽培漁業の推進を行ふ。
■「なぎさ海道」事業の推進
自然環境の保全と持続可能な開発を基本に、人と海が豊かに触れ合う魅力のある海辺空間の形成を目指し、「(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構が設立した「なぎさ海道」推進会議に参画し、事業の推進を図る。

第2 森林とのふれあいの場と機会づくり
①利用拠点の整備・管理
■金剛生駒紀泉国定公園の整備
平成8年に区域拡大された金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域において、天然記念物である和泉葛城山ブナ林とその周辺地域の自然景観を保全、修復するための施設整備のほか、自然とのふれあいの場創出のための紀泉ふれあい自然塾、自然歩道や公衆トイレなど利用施設の整備等の事業を行う。

②府立自然公園構想の推進
■府立自然公園構想の推進
北摂山系の優れた自然景観の保全や自然とのふれあいの場としての活用を図ることを目的とした府立自然公園構想の具体化に向け、地元及び関係団体との協議調整を行ふ。

③国定公園の拡大
■金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備
平成8年に区域拡大された金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域において、天然記念物である和泉葛城山ブナ林とその周辺地域の自然景観を保全、修復するための施設整備のほか、自然とのふれあいの場創出のための紀泉ふれあい自然塾、自然歩道や公衆トイレなど利用施設の整備等の事業を行う。

④自然公園構想の推進
■府立自然公園構想の推進
北摂山系の優れた自然景観の保全や自然とのふれあいの場としての活用を図ることを目的とした府立自然公園構想の具体化に向け、地元及び関係団体との協議調整を行ふ。

第3 節 自然とふれあう場と機会づくり
第1 自然公園の整備・管理
①自然公園施設等の整備・管理
■自然公園整備・管理・運営事業の推進
金剛生駒紀泉国定公園及び明治の森養生園面国定公園の利用拠点施設の補修工事や清掃等を適切に実施するとともに、公園利用者に対する解説を行なうなど、自然公園の適正な管理運営を行う。
■府民の森林利用促進・管理・運営事業の推進
金剛生駒紀泉国定公園内に設置した府民の森の利用促進を図るため、ちはや園地のエコミニユージアム等、地域の特性を活かした自然とふれあえる拠点施設を行なう。また、府民の森林利用者が、自然とのふれあいの機会を持つことができるよう、各種イベントやPR活動を実施する。

②適正な利用の誘導
■府民の森バーチャルランドとした自然観察会等のイベントを企画・運営するボランティア「府民の森バーチャルランド」を立ち成し、イベントを通して参加者に自然との正しい接し方を指導することで、自然環境を保全し、自然公園利用の適正化に資する。

③森林と木にふれあう機会の提供
■森林林業教育実施事業の推進
小学生児童、中学校・高等学校生徒を対象として、実施モデル地区に「学びの森」を整備し、そこを拠点とした林業体験学習（間伐・枝打ち）及び自然観察会を実施する。

■木工教室の開催
直接木材に触れるにより、木材の特性を認識するとともに森林・林業の理解を深めるため、木工教室を実施する。

第3 水辺でのふれあいの場と機会づくり

- ①河川でのふれあい
 - 河川環境整備事業の推進
自然環境に配慮しながら、遊歩道や広場階段護岸の整備・資源保護の重要性を啓発・普及していく。
 - ふるさとの川整備事業の推進
内川、松尾川、春木川、飛鳥川、穂谷川において、周辺の景観や地域整備と一緒になった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。
 - 魚と親しみ川つくりの推進
漁業権河川において、親子によるマス釣り体験事業を実施し、これらを通じて水産資源保護環境保全の啓発を図る。
 - 魚とふれあえる水辺の整備
遊湯者及び河川利用者に利用マナーの向上、資源保護の意識啓発を行うために、漁業権河川において、パンフレットの配布、指導員の巡回指導及び漁場のクリーンアップ等を行う。
 - 水質保全啓発活動の推進
快適な水辺環境の保全・創造のため、府民活動用啓発冊子「リバー・クエスト」を作成するとともに、環境教育の一環として行われる子供たちの水質保全活動について、支援を行う。
 - 河川公園の整備
石川河川公園等の開設面積の拡大及び施設の充実を進めること。また、国営淀川河川公園において、維持管理等の負担を行う。

第4 砂防環境整備事業の推進

- ①河川愛護月間、森と湖に親しむ旬間等による啓発
「兼山地ダム景観整備基本計画」に基づき、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。
「河川愛護月間（7月）」において、ボスター等による広報、河川クリーンキャンペーン等の行事を実施する。
「森と湖に親しむ旬間（毎年7月21日～31日）」において、「兼山地ダム見学会を実施する。
- 砂防環境整備事業の推進
都市周辺の渓流において、緑と水辺の空間を確保するため、水越川で、親水護岸工及び散策道整備等を行う。
■ふるさと砂防事業の促進
脇川（太子町）及び牛滝川支川（岸和田市）において、地域整備計画と連携した砂防事業を行ふ。
■水と緑豊かな渓流砂防事業の推進
個々の渓流の特色を活かした水と緑豊かな渓流づくりを免除川（交野市）等で推進する。
- ②ため池でのふれあい
■いきものにふれあうオアシス整備事業
山間部や丘陵地にあるため池やその周辺の生物環境に配慮しつつ、人が生きものとふれあう場や自然環境教育の場として、活用される施設を設置する。
■ため池愛護月間、オアシス月間による啓発
ため池愛護月間の意識づくりを図るために、5月を「ため池愛護月間」として、また、ため池の水と緑豊かな快適環境づくりを推進するため、11月を「オアシス月間」として、広報啓発活動を行う。

- ③海辺でのふれあい
■二色の浜環境整備事業の推進
阪南6区二色の浜海浜緑地において、海浜レクリエーション、マリンスポーツの拠点の整備の一環として、緑地整備等を行う。
- 海に親しむ府営公園の整備
海浜の立地として、海せんなん里海公園等の整備
海浜のための公園として、海せんなん里海公園等の整備
■ふれあい漁港漁村整備事業の推進
ふれあい漁港・漁村整備を有する防波堤及び護岸、水と緑に親しめるウォーターフロントモール、多目的広場の整備等、漁港や漁村の良好な自然環境や特性を活かした親みやすく、住みやすい漁港・漁村整備を深日漁港及び小島漁港において行う。
- 海岸愛護月間にによる啓発
大阪府海岸美化運動を年2回、二色の浜、岬長松海岸において実施し、海岸愛護月間（7月）のPRに努める。
■海辺の教室等の開催（瀬戸内海環境保全普及活動事業）
瀬戸内海の環境保全に関する意識の高揚を図るために、生物観察と清掃による府民啓発事業を行う。
- 海の日記念事業の実施
海の日記念事業として、海岸の清掃、稚魚の放流等を行う。

②自主的な活動の開催（新規）

- 全国育樹祭の開催（新規）
 - 國土緑化運動を推進することも、府民によって開催する。
 - 各種開運行事等において開催する。
 - 大阪府樹木祭」を開催する。
 - 自然環境に関する情報の収集・提供
 - 府政に対する人材育成
 - 活動を指導する人材（ボランティア）や府民の「ボランティア」ほか、自然環境保全活動を促進させるための人材を育成する。
 - みどりの人物銀行運営事協会（みどりすと）の登録・派遣、みどりすとを対象とする講習会の開催、並びにみどりにみどりに開催する情報を収集・提供する情報センターの運営を相手として助成を行う。
 - 緑の少年団育成事業の推進
 - 緑と親しみ、育てる活動を通じて、少年が心豊かに成長することを目的とした緑の少年団の活動の輪を広げ、次代の緑のボランティアの育成を図るために、（財）大阪みどりのトラスト協会が大阪府緑の少年団連盟の交流事業に助成する育成事業に対して、助成を行う。
 - 緑アドバイザーの養成（新規）
 - 緑の総合的な知識を活用し、地域緑化の推進、樹木の診断や保護等のボランティア活動を行い、身近な緑化推進活動のリーダーとなる「緑アドバイザー」を養成する。

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

- 水や緑に親しむことのできる空間の整備や、地域に根ざした歴史・個性が活かされた街並みの保全のための取組の推進に努める。
- 潤いと安らぎのある都市空間の形成として、平成11年10月に開催される「全国育樹祭」の式典会場となる府営鷲池公園等の整備を実施するほか、各種開運行事を通じて、府民によるみどりのある都市空間の形成として、平成11年4月から「大阪府景観条例」の全面施行に併せて、美しい景観の形成として、平成11年4月から「大阪府景観形成指針」の策定、景観形成地域の指定等を行ない、美しい景観づくりを推進する。
- 府民への啓発活動や、景観形成基本方針による「大阪府景観形成指針」の策定、景観形成地域の指定等を行ない、美しい景観づくりを推進する。
- 历史的環境の形成として、歴史的町並み等の保全を行うほか、狹山池の堤体断面や差掘された遺物、遺構を保存、展示するため「狹山池ダム資料館（仮称）」の建設を進めること。

第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成

第1 緑豊かなまちづくり

- ①都市公園の整備
 - 健康と生きがいを支える府営公園の整備
 - 府営服部緑地6公園の維持管理を行うとともに、蜻蛉池公園等の開設面積の拡大を図る。
 - 市街地に広大な森林をつくる府営公園の整備
 - 府営大泉緑地の開設面積の拡大と施設の充実を図るとともに、施設の維持管理を行う。

②道路・街路等の綠化

- 大阪府道路環境計画（スプリングロード21）の推進「人々や自然にやさしい快適な都市環境の形成に貢献するみちづくり」を基本理念に、環境に配慮し、人が主体となる道路環境を形成する。
- 街路樹等の整備
- 信玄待ちの場所に木かけを提供し、車いすの通行に配慮した植樹枠の改良を行うなどの「人にやさしい木の道づくり事業」を推進するとともに、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保に努める。

③公共施設の綠化

- 庁舎・府営住宅の綠化
- 市街地のみどりとなる施設の基本方針を定めた「施設綠化10カ条」に基づき「人々や自然にやさしい快適な都市環境の形成に貢献するみちづくり」を基本理念に、中高層の府営住宅を対象に植樹するとともに、植木等の管理を自治会等住民が行えるよう誘導する。既設の府営住宅においても綠化などの環境整備を行う。
- ポケットパークの整備
- 府有建築物において、「施設綠化」と「施設の提供」を図り、潤いと安らぎのある都市空間の形成に努める。
- 府立学校の綠化
- 緑化樹配付事業を活用し、府立学校の綠化
- 下水処理場はか6か所を憩いの場として府民に開放するため、植栽等の整備を行う。

④地域緑化の推進

緑化樹配付事業の推進
緑化樹の養成と、公共施設の緑化及び住民が協同で行う地域緑化に対して緑化樹の無償配付を行う。

民間施設緑化推進事業の推進
民間施設の接道部（公園空間）や屋上（人工地盤）等において行われる緑化事業に対して助成を行う。

緑化支援隊による緑化の推進
市街地緑化の観点となる公開性・公益性の高い施設について、緑化計画の作成から、土壤改良、緑化樹木の植栽、保育、管理指導までを一体的に「大阪府緑化支援隊」により、着実な施設緑化を行う。

工場緑化推進
工場緑化用樹木の配付等により、工場環境の緑化を促進する。

緑化の知識の普及、指導
緑化センターや、施設の緑化診断・緑化計画指導、緑化に関する講習会・研修会、緑化技術の相談・指導、緑化に関する情報の収集・提供等を行う。

服部緑地と大泉緑地において開設している花と緑の相談所におい、専門の相談員による樹木や草木等の身の周りの緑化に関する相談のほか、展示や実習等を行う。

大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）
施設緑化に対する意識の啓発を図ることを目的に（社）大阪府建築士会との共催により実施。募集により府民から推薦を受けた、施設の中から、選考委員会で選考された優秀な施設を表彰する。

全国育樹祭の開催（新規）

国土緑化運動を推進する全国行事「第23回全国育樹祭」を、平成11年10月に府営姫池公園等において開催することとともに、府民によるみどりづくりが推進されるよう、各種開催行事を実施する。

大阪府育樹祭の開催
府民が一体となって緑豊かなまちづくりを進めため、広く府民が参加できる「大阪府育樹祭」を開催する。

緑地協定・市民緑地制度等の活用

都市緑地保全法に基づく市民緑地制度、緑地協定制度を活用し、市街地の緑地保全管理と緑化を推進するため、市町村に対して住宅地造成者、地域住民団体への緑地協定締結の促進及び市民緑地制度の活用を働きかける。

緑化センターの活用

緑化に関する総合的な指導及び相談を行う緑化センターを運営し、広く府民協力して緑化を進めめる。また、緑化支援隊の活動を通じて着実な施設緑化の推進を行なう。

風致地区の保全

風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行う。

自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進

既存樹木の保全や緑化回復により安全で豊かな斜面整備を進める。

■河川再生事業の推進

道頓堀川において、治水機能と河川環境の向上を目的に河川の二層化等の整備を行う。

■河川公園の整備

府営石川河川公園等の開設面積の拡大及び施設の充実を進め、また、国営淀川河川公園の維持管理等の負担を行う。

■地域交流拠点（水辺プラザ）の整備

天野川において、自然や歴史の学習の場、交流の拠点となる水辺プラザを整備する。

■河川浄化事業

東除川、西除川で汚層浄化、大和川支川で支川対策浄化施設の設置、平野川等で汚泥のしみせんせつ等を行う。

■スーパー堤防の整備

此花西部臨海地区における市街地再開発など一体となつた、緩傾斜堤防（スーパー堤防）を安治川において整備し、親水性の向上を図る。

②海辺環境の整備

■南大阪湾海岸整備事業の推進

りりんくうタワーンにおいて公園、緑地の整備等を行う。

■港湾環境整備事業の推進

港南版岸和田旧港地区において、緑地の整備を進め、港湾（エコポート）の整備と共生する港湾（エコポート）として、堺泉北港堺2区地先において整備予定の人工干潟（約10ha）に、現地調査、土質調査及び実施設計等を行う。

■都市海岸高度化事業の推進

都市海岸高度化事業の推進と耐震対策や津波対策など地盤の整備とともに配慮した親水性護岸の向上を図るとともに、高齢者などの利用にも配慮した親水性護岸の整備を行う。

■海に親しむ府営公園の整備

堺旧港地区と浜寺地区において、高潮のレクリエーションの拠点となり、良好な海辺の景観を創り出すための公園として、せんなん里海公園等の整備を推進する。

■埋立地の活用

堺第7-3区に設置した「みんなと埠グリーンひろば」を4月から11月の日曜・祝日に府民に開放する。

■阪南港版南2区における人工干潟の整備

阪南港版南2区に整備予定である人工干潟、海滨について、環境創造の効果等の検討調査を行う。

③ため池や水路等の整備

■オアシス整備事業の推進

光明池（和泉市・堺市）、久米田池（岸和田市）ほか6地区で、ため池の快適環境づくりを進めため、親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行い、水と緑に包まれたオアシス空間の整備を推進する。

■いきいき水路の整備

長瀬川（東大阪市・八尾市・相原市）・津之江水路（高槻市）等において、農業用水路を農業用水のほか、安全なまちづくりへの活用をめざし、多面的な整備事業の推進（新規）

■まちづくり水路整備事業の推進

農業用水路が持つ多面的機能（防火用水機能、景観生態系保全機能等）を増進し、快適で安全な生活環境をつくるため、畠田水路、十丁堀水路をはじめとする6路線10水路（高槻市、茨木市、枚津市）において、大阪府及び神安土地改良事務主体となり、行政、農業者、地域住民が一体となって水辺環境の整備や、良好な維持管理を行う。

第2 水辺環境の整備

①河川環境整備事業の推進

■河川環境整備事業の推進

芥川、石川、安威川、天野川等において、環境護岸や高水敷、遊歩道、桜づつみの整備等を実施する。

■治水緑地の整備

恩智川中・上流部の4地区において、レクリエーション等の多目的利用も含めた治水緑地の整備を推進する。

■ふるさとの川整備事業の推進

内川、松尾川、春木川、飛鳥川、穂谷川において、周辺の水辺空間の形成を図る。なつた河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。

第3 ゆとりある空間の確保

①歩道等の整備

- 歩行者用道路の整備
歩道の設置を行うとともに大規模自転車道を整備する。

■サイクリング・ロードの整備

- 北河内自転車道（大規模自転車道）の整備を進める。

■休憩場・案内標識の設置

- 信号待ちの場所に木かげを提供し、車いすの通行に配慮した植樹枠の改良を行うなどの「人にやさしい緑の道づくり事業」を推進するとともに、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保に努める。

■街路樹の整備

- 信号待ちは木かげを提供し、車いすの通行に配慮した植樹枠の改良を行うなどの「人にやさしい緑の道づくり事業」を推進するとともに、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保に努める。

■透水性歩道の整備

- 駅周辺等において、景観に配慮した透水性のあるインターロッキングブロック舗装による歩道の整備を行う。

②広場等公共空間の整備

■駅前広場の整備

- 鉄道と鉄道以外の交通間の連絡を円滑かつ効率的に処理する交通広場機能、人が集まる駅周辺の集いの場やコミュニケーションの場を確保する環境広場機能、及び都市の防災面における避難場所等として活用できる防災機能を有する駅前広場を、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面整備事業や街路事業等により整備する。

■公開空地の確保

- 建築基準法による容積率、高さに関する形態規制の一部の緩和ができる総合設計制度の活用により敷地内における公開空地を確保し、良好な市街地環境の形成を図る。

③歩道の通行性の確保

■電線類の地中化の促進

- 道路下に電線類を共同に収容する施設を設置し、電線及び電柱を道路上から除去する電線共同溝事業の推進を図る。

■駅前放置自転車解消のための広報・啓発

- 駅前に自転車の放置をしないという府民の意識の高揚を図るため、ポスター等を作成し、市町村、鉄道事業者等と協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施する。

■違法看板等の撤去

- 公衆に対する危害防止のため、違法屋外広告物の除去作業を行う。

第2節 美しい景観の形成

第1 公共事業等による推進

①美しい公共施設づくり

■府有施設の整備

- 府有施設の整備にあたっては、「大阪府公共建築整備指針」とび「大阪府公共建築整備マニアル」に基づき、周辺環境との調和を図り、まちの魅力を高め都市の景観をリードする美しい施設づくりを進めます。

■府営住宅の整備

- 府営住宅の建設にあたり、住棟配置、植樹、幼稚園等の整備について、周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上に努める。

■橋・道路等の景観配慮

- 橋や道路等の土木構造物の整備に際して、周辺の景観との強調・調和・融合に配慮する。

■街路灯、ガードレール、標識等の景観配慮

- 駅、公共施設等周辺において、地域の景観に配慮した道路照明灯、防護柵、道路標識の整備を図る。

②個性的で魅力ある都市空間の形成

■水と緑の健康都市の整備（新規）

- 水と緑の健康都市において、余野川ダムの水際空間や周辺の豊かな自然を活かした魅力的なまちづくりについて検討を行う。

■二色の浜海岸緑地の整備

- 阪南6区において、海とふれあい、緑に親しみソーンとして海浜緑地の整備を進めます。

第2 適切な誘導・規制

①適切な誘導・規制

■土地利用規制等既存法令による規制

- 都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するため、用途制限制度に従い、建築基準法の適正な運用を行う。

■地区計画制度の活用による、公共施設の配置と建築物の形態等を一体的・総合的に誘導し、良好なまちなみの保全・整備を図る。

- 地区計画制度の活用により、公共施設の配置と建築物の形態等を図るため、地区計画制度、再開発街区計画制度、総合設計許可取扱要領により、敷地面積制度などの活用を促進しており、総合設計制度により、敷地内に一定規模以上の空地を確保し、緑地等を設けるなど市街地環境の向上に資する良好な建策計画を誇導する。

■建築基準制度の活用

- 建築協定地区の相互の連携を図り、共通する諸課題について検討する大阪府建築協定地区連絡協議会を支援するとともに、大阪府建築協定行政連絡会議を運営し、制度の普及を図る。

■景観条例の施行（一部新規）

- 平成11年4月からの「大阪府景観条例」の全面施行に併せて市民への啓発活動や景観形成基本方針・公共事業景観形成指針の策定、景観形成地域の指定等を行い、美しい景観づくりを推進する。

■密集住宅市街地整備促進事業

- 老朽化した民間の木造賃貸住宅等が集中する6市12地区において、老朽住宅の除却、建て替えや公共施設の整備等を促進する。

■街なみ環境整備事業の推進

- 市町村が実施する街なみ環境整備事業の円滑な進捗を図るため、施行者に対し、促進区域の指定、整備方針策定、事業の施行について助言、指導監督を実施する。

②景観を阻害する行為の抑制

■景観を損なう屋外広告物の指導、撤去

- 美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、条例に基づく屋外広告物の規制・指導を行ふとともに、違法広告物の除去作業を行う。

■散乱廃棄物（ゴミ捨て・防止）対策の検討

- 効果的なボイ捨て防止対策を検討するとともに、「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、環境美化月間事業の推進を図る。

■めいわく駐車や放置自転車の放置をしない・させないといふ府民運動の展開

- めいわく駐車や自転車の放置をしない・させないといふ府民運動の高揚を図るため、ラジオスボット放送の実施や街頭キャンペーン、街頭啓発を行う。

第3 築城づくり活動等の促進

- ①美しい景観への関心づくり
■イベント等の開催
活力あふれる潤いのある魅力的な都市景観づくりを推進するため、イベント等の開発事業により、市民の意識高揚を図る。
- 大阪都市景観建築賞
府民かららの推薦を受けた建物・まちなみを対象に、審査委員会の審査により選ばれた優秀な建築物・まちなみ賞（大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞））として表彰する。
- まちづくり功労者の表彰
新しい景観づくりも含めた魅力あるまちづくりの推進のため、顕著な功績のあった個人・団体を表彰する。また、まちづくり講演会やパネル展、まちづくり事例の見学会も併せて実施する。
- マスタークラフト方式による魅力あるまちなみ形成の推進
阪南スカイタウンにおいて、一人の建築家を中心となり、まちの景観を調整するマスタークラフト方式の導入により、魅力あるまちなみの形成を図る。
- ②活動の支援
■団体等の交流の場の設置
市民、事業者、行政の協働による美しい景観づくりのため、大阪美しい景観づくり推進会議を運営する。
- 美化運動の支援
「中環をきれいにする日」や「外環クリーン月間」、また、道路美化モデル区間ににおいて、自治会や市町村と共に、道路の清掃や、道路美観についての広報・啓発活動を行う。

③歴史的文化的環境づくり

- 歴史的町並み等の活用
ワークの整備や歴史的まちなみの保全、情報発信、イベントの開催等を進める。
- ウォーキング・トレイル事業の推進
自然や歴史・文化を感じさせる地域の拠点を連絡する歩行者専用道路等の整備事業を推進する。
- 案内標識の整備
歴史・文化的史跡を案内するための標識の設置を行う。
- 歴史の息づく水辺空間の整備
飛鳥川について、「ふるさとの川整備事業」を推進する。
- 第2 開かれた歴史的文化的環境づくり
- ①博物館等の整備・運営
■府立博物館の運営
「芽振調査で出土した遺物等を「弥生文化博物館」、「近つ飛鳥博物館」及び「泉北考古資料館」において、計画的に収集整理し、成果を公開するとともに、特別展、企画展を開催する。
- 日本民家集落博物館等への支援
日本各地の代表的な民家を移築復元し、関連民具と併せて展示する野外博物館である「日本民家集落博物館」の運営に對して支援する。
- 府立近つ飛鳥風土記の丘の運営
「府立近つ飛鳥風土記の丘」の群集墳で、学術的にも貴重な国指定史跡「一須賀古墳群」を保存するとともに、府民に豊かな自然の中で、文化財にふれ、遊び、楽しむことのできる史跡公園として運営する。
- 淡山池ダム資料館（仮称）の建設
淡山池の堤体断面そのものや登壇された遺物、遺構を保存、展示するため、「淡山池ダム資料館（仮称）」の建設を進める。
- ②学習・情報提供の推進
■歴史情報の提供
埋蔵文化財調査報告書を刊行する。また、発掘調査の成果を府民に理解してもらうため現地説明会を開催する。
- 府立博物館における講演会や講演会を開催する。
- 講座、イベント等の開催
府立博物館において、考古学セミナーや講演会を開催するとともに、土器づくりなどの体験学習を実施する。
- 文化財指導員による指導
府内の指定文化財等の保存、管理に關して巡視を行い、文化財所有者等に對し指導・助言を行うとともに、文化財保護思想についての普及啓発活動を行う。
- ③歴史的文化的環境の形成

第1 歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり

- ①歴史的町並み等の保全
■歴史的建造物群の保存
富田林寺内町の町並みが、「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区」として、国の重要伝統的建造物群の選定を受けたことから、国の補助事業である町屋の整備事業に対し、府は専門的指導・助言を行う。
- 史跡・名勝等の文化財の保存
史跡・名勝等の指定による文化財の保存を良好な状態で保存し、後世に伝えるため、文化財の国指定、府指定に努める。
- 史跡等、公有化整備事業への助成
史跡池上曾根遺跡等（歴史ロマン再生事業）をはじめ、地域の歴史的文化の環境として重要な史跡等に對し、指導・助成を行う。
- 文化財等の調査
近代遺跡の所在調査の成果をもとに詳細調査を実施するとともに、府内の近代和風建築の調査を実施する。また、大規模開発に對しては、有形文化財、無形文化財等も含めた総合調査を実施するよう事業者を指導する。
- 埋蔵文化財の保全及び調査
埋蔵文化財包蔵地における開発工事については、事前に事業者との協議を行い、文化財が不注意に失われないように指揮する。また、築墓のおそれのあるものには、発掘調査を実施し、資料の整備・保存に努める。

第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造するため、地球環境保全に資する取組を推進するとともに、「豊かな環境づくり」を進めます。

平成11年度の「豊かな環境づくり大阪行動計画」において、地球温暖化防止を共通テーマとして策定するなどともに、「豊かな環境づくり大阪府民会議主催事業」として「グリーン購入の推進」に取り組むほか、「地球温暖化対策地域推進計画」について、「法律」（平成10年10月制定）に基づき、「地元好提携都市との交流・協力や、JICAと連携した技術移転」を実行する計画（「実行計画」）を策定する。

一方、開発途上国等に対する環境協力を推進するなどともに、「豊かな環境づくりの低減を目的として、エネルギー利用の中長期ビジョン」「エコエネルギー都市・大阪計画」を策定する。さらに、「村野淨水場における水づくりを推進する」とともに、「地球温暖化対策地域推進計画」に関する法律」（平成10年10月制定）に基づき、「地元好提携都市との交流・協力や、JICAと連携した技術移転」を実行する計画（「実行計画」）を策定する。

また、地球に優しい地域づくりのため、環境負荷の低減を目的として、「エネルギー利用の中長期天然ガスコージェネレーション設備」を設置し、環境負荷の少ない水づくりを推進する。

第1節 地球環境保全に資する取組の推進

①協働による行動の推進

■ 地球環境保全行動指針の普及・啓発

府民・事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資する行動を行うよう豊かな環境づくり大阪府民会議において策定した「地球環境保全行動指針」の普及啓発を図る。

■ 「豊かな環境づくり大阪行動計画」において毎年更新する「豊かな環境づくり大阪行動計画」において、平成11年度は、共通テーマ「地球温暖化防止」、重点項目「省エネルギーの推進」を設定し、府民・事業者がその実践活動を積極的に展開するとともに、「グリーン購入の推進」に取り組む。

②行動規範づくり

■ 環境教育の推進

府民が地球環境に対する理解と認識を深め、自発的な取組を実践できるよう、具体的な行動を促進するための環境教育（学習）施策を実施する。

③拠点施設づくり

■ 環境情報コーナーの活用

環境に関連する図書、資料、ビデオ等を収集整理して広く府民に提供・公開するとともに、環境影響評価や地球環境問題に関する相談にも応じる環境情報コーナーを常設する。

④ネットワークづくり

■ 「豊かな環境づくり大阪府民会議の集い」を開催するとともに、「かんきょうう夢ひろば」の運営やインターネットを活用した「かんきょうう交流ルーム」等により、構成団体間の情報交換を促進する。また、地域の環境活動のリーダーを対象に、活動内容をより充実・発展できるよう、他団体や行政とのパートナーシップの推進等をテーマとした「環境活動リーダー支援講習」を実施する。

■ 地球環境関西フォーラムへの参画

地球環境問題の克服に寄与することを目的として、関西の企業、自治体、消費者団体、学識経験者等で組織する「地球環境関西フォーラム」に参画し、より実践的な取組や調査・研究を行う。

■ 大阪府環境問題の研究会議の運営

循環型社会の構築に向けた取組を進めるため、府・市町村、事業者団体、住民団体及び学識経験者で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、「ごみ減量化・リサイクルについての調査研究や啓発事業を実施する。

第2 地球環境問題への取組

①地球温暖化防止対策の推進

■ 「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の推進

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」（平成7年3月策定）に基づき、府民の地球温暖化対策への理解を深め、ライフルの変革を図るために、「大阪府地域温暖化防止行動ガイドライン」の普及・啓発を行う。また、京都議定書の内容等を踏まえ、計画の改定を行う。

■ 実行計画の策定（新規）

「地球温暖化防止対策の推進に関する法律」（平成10年10月制定）第8条の規定により、府の事務及び事業に関する特権を策定する。「実行計画」）を策定する。

■ 温室効果ガス等モニタリング調査等の実施

地球環境への取組として、温室効果ガスや成層圈オゾン層破壊の原因物質である特定フロン及びハロゲン化水素に注目して測定方法を確立し、府内における環境温度及び動態等についての把握に努めてきた。

■ 温室効度の季節変動等について調査

平成11年度も継続して、キャニスター（容器採取）法により、特定フロン等のモニタリングを行い、環境濃度の季節変動等について調査する。

■ 省エネルギー計画書の提出指導

「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき、建築物に係るエネルギー使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るために、一定規模以上の建築物について、省エネルギー計画書の提出指導を行なう。

■ 水と緑の健康都市市における自然の風を活用した環境負荷低減の検討（新規）

都市全体の環境負荷を低減するため、風の流れを活かした緑地及び建物の配置や、新エネルギー等の利用について検討する。

②オゾン層保護対策の推進

■ 大阪府内におけるフロン回収を促進するため、関係業界・行政・学識経験者等からなる「大阪府内フロン対策協議会」を通じ、関係業界等にフロン回収システムの構築を働きかける。

■ フロンの回収処理の促進

府内多目的代養フロンのうち、分析方法の確立した物質について、都市域及びバックグラウンド地域において、モニタリング調査を実施する。

■ 脱フロン技術の普及及

代替フロンの環境モニタリングの推進

府内で使用量の多目的代養フロンとともに、回収フロンの保管施設を運営し、フロンの回収処理を支援する。また、フロン回収への協力を呼びかける。

■ 脱フロン技術について派遣し、技術指導を行い、中小企業の技術向上を図る。

■府有建築物の環境整備（特定フロン対策）事業の推進
既存の府有建築物では、従来、特定フロンを使用した空調用冷凍機等が設置され
ているため、施設の建替計画や機器の耐用年数等との整合を図りながら、順次特定フロ
ンを使用しない機器に改善していく。

③難性雨対策の推進

- 難性雨のメカニズムの研究
府内における難性雨発生機構解明の基礎資料を得るため、2定点における継続調査及
び梅雨期と乾期29地点におけるイオン成分降下量調査を実施するほか、これらによる
性調査と併行して、ガス・エアロソル等の乾性調査も実施する。また、難性雨による
森林被害の実態を把握するため、モニタリング調査を実施し、衰退が見られる林分に
ついては、その原因解明を行うとともに、健全化のための施工方法を検討する。
- 難性雨対策の実施
難性雨の原因物質となる窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制するため、大気汚染
防止法等に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、地域冷暖房システムの
導入、クリーンエネルギーへの転換等を促進する。

④森林、特に熱帯林の保全

- 森林、特に熱帯林の保全対策
地球環境保全の見地から、府内の森林についての保全を図る。また、国際協力を推進するため、森林保全を中心とした森林の保全・再生について、これまで長年にわた
り培われてきた治山・森林造成などに関する技術を活かせるよう検討する。
- 熱帯産木材の使用抑制
府有施設の建築工事において、熱帯木材の保全を図るため、「熱帯木材の使用抑制に
関する基本方針」に基づき、針葉樹複合板型枠等の使用や型枠を使用しない工法を
取り入れ、熱帯木材の使用抑制に努める。

第3 開発途上国等に対する環境協力の推進

- ①国際機関への支援
■ UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターへの支援
開発途上国等の環境問題を解決するための国際機関である「UNEP（国連環境計
画）国際環境技術センター（大蔵）」を支援し、地域環境センター（GEC）」に対して、引
ンターの支援組織として設立した「（財）地域環境センター（GEC）」に対して、引き
き続き職員の派遣を行う。
- 国際メックスセンターへの支援
閉鎖性海域の環境保全と適正利用並びに国際協力の推進に資するために設立された
「国際メックスセンター」を開発途上国等に支援することともに、同センターが行う事業に参画する。

②国際技術協力の推進

- 海外友好提携都市との交流・協力
これまで蓄積してきた環境保全技術を活かし、その技術等を提供することにより、
開発途上国の環境問題の解決を図るために、本府と友好交渉関係にあるインドネシア東
ジャワ州から環境保全に携わる研修生の受け入れを行う。
 - JICA（国際協力事業团）との連携
JICAの「有害金属汚染対策コース」において、（財）地域環境センターとともに
開発途上国からのお研修員に対応する技術研修を実施する。
 - APEC環境技術交流促進事業
APEC域内での環境保全技術の情報交流の促進を目的として設置された「APE
C環境技術交流促進事業運営協議会」に参画するとともに、インターネットを活用し、
府が蓄積してきた環境に関する技術情報等を受発信する。

- ③国際的な情報ネットワークへの参加
■環境保全技術のデータベース化
地球環境問題への取組や都市域における環境保全技術に関する情報を海外に発信し、
容易に検索できるよう、データベース化を進めめる。
- インターネットの活用
インターネットを用いて開発途上国等に提
供する。

第4 地球環境に関する調査研究の推進

- ①調査研究体制の整備
■地球環境問題に関する研究体制の整備
地球環境問題に関する事業を総合的、体系的に実施するため、「（財）地球環境問題研究会」
を設置し、情報収集、課題検討及び環境普及事業を実施する。
- ②調査研究機関等との連携
■（財）地球環境産業技術研究機構との連携
地球環境問題の解決を図る技術開発の一環として、地球環境産業技術研究機構（RITE）」に対
しに調査研究等を実施している。
- ③省資源、省エネルギーの取組の促進
■省エネルギーの促進
■大気汚染防止法等に基づく規制及び各種削減指導等に併せて、省エネルギー型施設
の導入についても指導・啓発を行ない、省エネルギー化を促進する。また、「大阪府地
球温暖化防止行動ガイドライン」の普及・啓発を行なう。家庭系・業務系に
おける省エネルギー化の促進を図る。
 - 省資源、省エネルギー型ライ「省資源・省エネルギー化の確立に向けた取組
等を通じて、府の省資源・省エネルギーに対する理解と協力を呼びかけ、省資源
・省エネルギー型スタイルの確立をめざす。
 - 大阪府省資源運動推進会議等との共催による普及・啓發
 - 大阪府民間レベルにおける省資源・省エネルギーの推進を図るために設置された「大阪府
省資源運動推進会議」を通じて、啓発リーフレットの作成や各構成団体との情報交換
を行う。
- ④環境共生型エネルギーの利用促進
■環境・エネルギー関係部会の運営
府内のエネルギー関係課で構成するエネルギー・問題研究会に設置した「環境・エネ
ルギー一部会」において、環境にやさしいエネルギー・システムの府内への導入や、自然
エネルギーを利用エネルギーを活用したモデル事業の検討を行なう。
- エコエネルギー都市・大阪計画の策定
■エコエネルギーによる環境負荷の低減を目的として、府内の実態に合うエネルギー
の利用や最新の省エネルギー都市・大阪計画（仮称）」を策定する。
- 地域冷暖房システムの導入に促進する「地域冷暖房システムの導入に促進する指標
」に基づき、業務用建築物が集中する地域への地域冷暖房システムの適正な導入を促進する。

■村野淨水場コーポレーション事業の推進（新規）

・村野淨水場において、高効率型天然ガスコージェネレーション設備を設置し、電力熱を供給する（財）大阪府水道サーシューズ公社の事業に対しても、「新エネルギー・産業技術総合開発機構」からの補助金を活用し、環境負荷の少ない水づくりを推進する。

・太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進による太陽光発電システムを運用するとともに、市町村をはじめとする関係機関や府民への普及・導入を促進するため、啓発パンフレットの作成・配布等を行う。

・阪南スカイタウンの太陽光発電施設、風力発電施設の活用による太陽光発電施設、風力発電施設を利用することで、発電量等の各種データを収集、自然エネルギー利用に適するところとともに、今後の施設導入に関する技術的検討を行う。

・「燃熱の有効利用及び未利用エネルギーの活用に関する指針」（平成9年2月）に基づき、啓発等を行い、廃熱の有効利用及び未利用エネルギーの活用を促進することにより、今後の施設導入に関する技術的検討を行う。

■ごみ処理施設の余熱利用

・未利用エネルギーの有効利用及びごみ処理における省エネルギーの促進を図るため、ごみ処理施設の余熱利用（ごみ焼却時の余熱により得た温水・蒸気の周辺地域への供給）が促進されるよう、市町村への情報提供や技術的援助を行う。

■ごみ発電の促進

・ごみ焼却における熱エネルギーの有効利用を図るため、ごみ発電の整備を促進する。

■河川水熱エネルギーの活用

・河川水の有する熱エネルギーを利用して地域冷暖房の活用を促進する。

■水道施設における未利用エネルギーの活用

・水道施設における未利用エネルギー（自家ポンプ場）及び水位差エネルギー（村野淨水場階層系浄水施設）を有効利用し、水力発電を行う。

■下水熱エネルギーの活用

・下水熱エネルギーの活用として有効に活用するため、大和川下流域今池処理場をはじめ3処理場において、ヒートポンプによって回収した熱エネルギーを利用して管理棟の冷暖房を実施する。

③廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

・ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進
・「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、事業者・住民・行政の果たすべき役割と具体的な行動を取りまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進する。

■大阪府産業廃棄物管理計画の推進

・事業者責任の原則のもと、「排出管理」「減量化」「適正管理」を基本目標とする「大阪府産業廃棄物管理計画」を推進する。
・建設副産物の再生利用の推進

・資源の有効利用を図るために、府有建築物の撤去工事等において発生するコンクリート塊等を、原則として再資源化施設で処分するところとともに、原則として再生資材を利用する。
・削定枝のリサイクル

・地球温暖化やダイオキシンの発生を防止するため、公園樹木や街路樹の剪定枝を焼却処分とせず、チップ化・再利用を推進する。

・大阪府流域下水道資源リサイクルプランの推進
・流域下水道から発生する処理水・汚泥等の有用な資源について、下水道事業の一環としてリサイクルを推進するため、安威川流域において、処理水の再利用のための送水幹線を引き続き建設する。

■水道汚渣の有効利用の推進

・三島淨水場の貯水槽ケーチをグラウンド用資材として有効利用するため、その販売を図るための検討を行ふ。（新規）

・水道汚渣の減量化（新規）
・産業廃棄物として埋立処分を要する水道汚渣を、村野淨水場に設置する高効率型天然ガスコージェネレーション設備から供給される熱を利用して、乾燥・減量化する。

・有機性廃棄物のリサイクル農業利用調査
・廃宮を推進するため、食品・残渣・绿化樹剪定枝等の有機性廃棄物の肥料や土壤改良効果について、調査を行ふ。
・環境共生建築技術導入の手引き」及び「環境共生建築技術の導入指針」に基づき、地球環境と共生する府有建築物の整備を推進する。

■環境共生建築技術導入の手引き

・「環境共生建築技術導入の手引き」及び「環境共生建築技術の導入指針」に基づき、地球環境と共生する府有建築物の整備を推進する。

④経済的手段による環境負荷の低減

・中小企業公害審査購入等資金融資制度の推進
・「設備近代化資金融資制度」として、中小企業近代化資金等助成法に基づき、設備資金自力で賠償することが困難な中小企業に対し、対象となり、中小企業の近代化、資金かる費用の2分の1以内を無利子で貸し付けることにより、中小企業の近代化、省力を促進する。

・「設備貸与制度」として、中小企業近代化資金等助成法に基づき、対象となる公害防止設備の近代化を図ろうとする中小企業に代わって設備を購入し、賃貸付等を行ふ。公害防止設備の近代化を図ろうとする中小企業振興協会に対して、事業資金の貸付等を行ふ。

・「中小企業公害防止資金特別融資制度」として、中小企業者に対し、必要な公害防止処理施設の設置又は事業場の移転に係る費用に關して、融資のあつせん及びこれに係る利子補給を行ふ。

・「低公害車購入等資金融資制度」として、中小企業者が空気酸化物排出量の少ない低公害自動車に買い換える場合等に、融資の融資あつせん及びこれに係る利子補給を行う。

・ごみ処理費用についての調査研究
・「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用についての調査研究を行う。

第2 基盤の整備

①緑と水の保全と創出

・公園・緑地、道路等の公共施設の緑化の推進
・「緑の中の都市」を形成するため、公園開設面積の拡大を図るとともに、道路緑化事業を行う。
・民間施設の緑化の促進
・市街地の大部分を占める民間施設を緑化することにより良好な地域環境を創出するため、みどりの基金を活用し、府域の民間施設における緑化事業への支援や、緑化意識の普及・啓発を通じ、民間施設の緑化を促進する。

・ため池や河川環境の整備
・ため池の快適環境づくりを進めため、親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行い、水と緑に包まれたオアシス空間の整備を推進する。芥川、石川、安威川、天野川等において河川の環境整備事業を実施し、石川、芥木川等の河川について、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進する。

■ 森林の保全管理、森林造成事業の推進
森林資源の培養と国土保全を図るため、府内一円の森林を対象とする育成単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）及び育成複層林整備（樹下植栽、下刈、改良）並びに平成10年9月の台風7号被災森林での森林災害復旧（被害木等の整理、跡地造林）について、事業実施・助成を行う。

②都市構造、都市基盤の整備

■ 電気自動車等の低公害車の普及

民間分野における低公害車の大量普及に向けての初期需要の創出を図っていくためには、官公庁における率先導入が重要との認識から、平成9年3月に改定した「大阪府低公害車導入指針」に基づき、更新する府内公用車すべてについて、基本的に低公害車への代替を図る。

また、低公害車の普及に必要な燃料供給施設について、関係自治体及び燃料供給事業者と連携しながら計画的に整備を図る。

■ 物流関連施設の適正配置等による貨物輸送の効率向上の促進
貨物輸送の大半を占める自動車輸送に起因する都市間交通混雑等の解消のため、既存の流通業務市街地の再整備による、機能の高度化等の検討を行うとともに、トラックターミナル等の新たな物流拠点の整備を検討する。

■ 阪南港阪南2区整備事業の推進
阪南港阪南2区において、既成市街地の住工混在を解消するための工場の移転用地、ごみ処理を行なう清掃工場のための用地、水辺環境を創出するための干潟・親水緑地などの整備を行ない、快適な都市環境の創出を図る。

■ 大阪市営地下鉄の市域外延伸に対する補助、近畿東大阪線利子補給、ニュータウン鉄道建設補助を行う。
都市交通の改善、都市整備の促進、自動車交通事故の軽減等を目的として、大阪モノレール事業に着手し、環状モノレールの大阪空港～門真市間と万博記念公園から分岐する国際文化公園都市モノレールの阪大病院前までが開業している。今後は国際文化公園都市モノレールの阪大病院前～東センター間の整備を検討する。

■ ノーマイカーテーの推進
毎月20日をノーマイカーテーとし、ラジオスポット放送の実施、スターの作成・配付、ノーマイカーテーウォークの実施、電光掲示板への掲出、懸垂幕、横断幕の掲出を行う。

■ 情報ネットワークの整備
関係課をLANで結んだ環境情報システムにより、環境情報の効率的な利用を推進する。

付録

平成11年度 環境関係当初予算(関連事業を含む)一覧

(単位:千円)

部局名	平成11年度	平成10年度	増減
総務部	0	1,300,000	△ 1,300,000
企画調整部	571	559	12
生活文化部	85,746	48,426	37,320
保健衛生部	56,985	264,202	△ 207,217
商工部	2,874,620	2,901,972	△ 27,352
環境農林水産部	10,327,304	11,219,588	△ 892,284
土木部	137,390,505	161,258,173	△ 23,867,668
建築都市部	26,908,222	40,820,353	△ 13,912,131
企業局	513,466	545,684	△ 32,218
水道部	5,715,466	5,608,867	106,599
教育委員会	941,179	1,173,914	△ 232,735
公安委員会	4,555,352	4,471,728	83,624
計	189,369,416	229,613,466	△ 40,244,050
主な公共事業(100億円以上)を除く 計	65,943,431	70,387,520	△ 4,444,089

豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

(単位:千円)

項目名	部局名	11予算	10予算	増減
村野浄水場環境ISO認証取得(新規)	水道部	4,200	0	4,200
環境総合計画と大阪地域公害防止計画等との整合の確保	環境農林水産部	50	45	5
公害防止等の環境保全関係法令に基づく規制・指導	環境農林水産部	28,451	32,555	△ 4,104
環境影響評価条例の施行(新規)	環境農林水産部	4,194	16,446	△ 12,252
関西国際空港環境監視機構の運営	環境農林水産部	6,375	9,107	△ 2,732
大阪湾周辺処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営	環境農林水産部	463	663	△ 200
中小企業に対する公害防止資金の融資制度	環境農林水産部	416,483	475,843	△ 59,360
体験型学習施設の活用等の校外における取組	教育委員会	156,462	178,485	△ 22,023
環境活動リーダーの支援	環境農林水産部	560	550	10
社会教育テレビ番組「現代を生きる」の活用	教育委員会	46,841	72,747	△ 25,906
啓発や学習、実践活動に必要な資材の提供	環境農林水産部	7,440	9,521	△ 2,081
各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進	環境農林水産部	2,870	3,153	△ 283
子どもエコクラブ活動の支援	環境農林水産部	2,000	500	1,500
豊かな環境づくり大阪府民会議の場の活用	環境農林水産部	382	665	△ 283
豊かな環境づくり大阪府民会議の運営	環境農林水産部	574	817	△ 243
大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実	環境農林水産部	19,621	32,472	△ 12,851
奨励制度の充実	環境農林水産部	3,335	3,632	△ 297
環境情報提供施設の拡充	環境農林水産部	8,753	9,769	△ 1,016
発生源、環境質、府民意識及び影響モニタリングの充実	環境農林水産部	89,758	103,093	△ 13,335
データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化	環境農林水産部	100,622	105,548	△ 4,926
情報提供等の充実	商工部	8,491	30,390	△ 21,899
環境白書等の作成	環境農林水産部	2,881	3,999	△ 1,118
試験研究体制の整備	環境農林水産部	131,624	155,134	△ 23,510
研究開発の推進	生活文化部	73,400	41,080	32,320
研究開発の推進	商工部	8,901	9,454	△ 553
成果の普及	商工部	32,962	36,005	△ 3,043
環境の保全と創造に関する実証研究(一部新規)	生活文化部	6,630	1,630	5,000
環境の保全と創造に関する実証研究	環境農林水産部	9,634	7,362	2,272
地球環境保全に関する調査研究	生活文化部	3,000	3,000	0
平成10年度終了事業			1,301,500	△ 1,301,500
豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進 計		1,176,957	2,693,953	△ 1,516,996

府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

(単位:千円)

項目名	部局名	11予算	10予算	増減
公用車への率先導入	環境農林水産部	70,427	90,551	△ 20,124
民間事業者への助成・普及啓発	環境農林水産部	15,779	21,124	△ 5,345
低NOx車の普及促進	環境農林水産部	350	500	△ 150
輸送効率の向上	環境農林水産部	85	121	△ 36
物流拠点の整備	土木部	2,554,500	2,711,800	△ 157,300
適切な輸送機関の選択の促進	土木部	10,054	17,570	△ 7,516
事業者に対する指導	環境農林水産部	179	255	△ 76
公共交通機関の整備及び利便性の向上	土木部	648,182	425,713	222,469
自家用自動車の使用自粛	土木部	7,840	2,700	5,140
交通の分散化や道路機能の分化の促進	土木部	26,144,365	34,554,128	△ 8,409,763
駐車対策の推進	土木部	38,276	53,225	△ 14,949
駐車対策の推進	公安委員会	2,397,450	2,438,343	△ 40,893
交通管制システムの整備	公安委員会	2,087,764	1,959,139	128,625
道路交通対策の検討	環境農林水産部	300	429	△ 129
土壤や光触媒を用いた大気直接浄化手法の実用化調査の実施(一部新規)	環境農林水産部	20,386	39,409	△ 19,023
駐車時におけるアイドリングの規制等	環境農林水産部	627	895	△ 268
ノーマイカーデーの実施	環境農林水産部	245	350	△ 105
大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発	環境農林水産部	3,486	4,360	△ 874
エコ・エナジーOSAKAの開催	環境農林水産部	3,600	4,000	△ 400
大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会等の運営	環境農林水産部	3,876	4,394	△ 518
排出量の把握等	環境農林水産部	8,330	11,900	△ 3,570
生活ゾーン規制による通過交通の排除	公安委員会	4,699	5,050	△ 351
速度規制等	公安委員会	47,259	50,805	△ 3,546
大型車規制	公安委員会	2,488	2,673	△ 185
路面の改良(低騒音舗装の敷設、路面の補修)	土木部	861,568	257,000	604,568
ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発	環境農林水産部	5,622	7,199	△ 1,577
府民の自主的活動の支援	生活文化部	1,300	1,300	0
廃家電リサイクル事業の推進	環境農林水産部	700	1,000	△ 300

項目名	部局名	11予算	10予算	増減
分別収集促進計画の推進、市町村の分別収集への支援	環境農林水産部	9,000	19,333	△ 10,333
再生資源を使用した商品等の利用の促進	環境農林水産部	8,340	10,000	△ 1,660
水道残渣の有効利用の推進	水道部	1,900	15,924	△ 14,024
ごみ処理の広域化計画の推進（一部新規）	環境農林水産部	1,085	2,491	△ 1,406
マニフェスト（管理票）システムの徹底	環境農林水産部	35,897	50,448	△ 14,551
特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用	環境農林水産部	1,366	2,196	△ 830
市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助	環境農林水産部	27,930	351,614	△ 323,684
産業廃棄物処理施設の整備の促進	環境農林水産部	1,985	4,991	△ 3,006
堺第7-3区埋立処分事業の推進	環境農林水産部	25,711	40,644	△ 14,933
フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）の促進	環境農林水産部	5,943	8,491	△ 2,548
ウェイストデータバンクの充実	環境農林水産部	5,355	7,647	△ 2,292
さんぱいフォーラムの開催	環境農林水産部	346	665	△ 319
産業廃棄物の不法投棄防止の推進	環境農林水産部	1,950	1,322	628
浮遊粒子状物質総合対策の検討	環境農林水産部	5,580	4,500	1,080
省エネルギー・リサイクルの促進	商工部	856	1,224	△ 368
悪臭物質の排出抑制	環境農林水産部	344	491	△ 147
大気環境啓発事業の推進	環境農林水産部	700	1,000	△ 300
発生源テレメータシステムの整備	環境農林水産部	40,901	43,901	△ 3,000
発生源測定、立入検査等	環境農林水産部	8,097	8,464	△ 367
大気汚染常時監視	環境農林水産部	206,558	284,769	△ 78,211
光化学スモッグ緊急時措置	環境農林水産部	1,442	1,830	△ 388
定期的環境モニタリング	環境農林水産部	23,024	21,964	1,060
流域下水道事業の推進	土木部	62,175,943	72,445,301	△ 10,269,358
生活排水対策重点地域の指定	環境農林水産部	3,738	10,235	△ 6,497
府民啓発の実施	環境農林水産部	368	2,899	△ 2,531
農業集落排水処理施設の設置促進	環境農林水産部	264,251	151,085	113,166
工場・事業場の排水規制・指導（産業排水対策）	環境農林水産部	16,405	23,231	△ 6,826
ゴルフ場等農薬対策	環境農林水産部	1,650	2,016	△ 366
肥料の適正使用の促進	環境農林水産部	6,099	6,494	△ 395
上水道水源の水質保全対策	環境農林水産部	642	917	△ 275
COD総量削減計画の推進	環境農林水産部	1,180	1,687	△ 507
富栄養化防止対策の推進	環境農林水産部	6,050	8,325	△ 2,275
関連団体との協力	環境農林水産部	2,959	3,000	△ 41
河川水の直接浄化（薄層流浄化施設等）の実施	土木部	480,000	586,000	△ 106,000
多自然型川づくり（自浄作用の向上等）の実施	土木部	1,060,000	1,901,000	△ 841,000
浄化用水等の導入	土木部	352,000	360,000	△ 8,000
港湾等の浄化事業（堺泉北港船舶廃油処理、港内清掃事業）	土木部	73,908	87,424	△ 13,516
河川のしゅんせつ	土木部	27,000	30,000	△ 3,000
船舶等廃油、流出油対策	土木部	6,159	6,676	△ 517
雨水の貯留浸透施設の設置	土木部	342,000	305,400	36,600
発生源テレメータによる監視	環境農林水産部	4,711	65,971	△ 61,260
公共用水域の水質測定計画の推進	環境農林水産部	137,390	200,083	△ 62,693
地下水の代替用水の供給	水道部	5,534,516	5,592,943	△ 58,427
安全揚水量の解明	環境農林水産部	2,358	3,368	△ 1,010
地下水浄化手法の検討	環境農林水産部	4,199	1,574	2,625
地盤沈下の監視	環境農林水産部	9,354	13,019	△ 3,665
地下水質の監視	環境農林水産部	6,063	7,862	△ 1,799
土壤汚染概況調査	環境農林水産部	850	854	△ 4
規制・指導	環境農林水産部	2,138	3,181	△ 1,043
大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定	環境農林水産部	8,464	9,358	△ 894
関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視	環境農林水産部	2,735	4,050	△ 1,315
大阪国際空港周辺対策の推進	環境農林水産部	1,624,776	1,328,093	296,683
調査・研究の推進	環境農林水産部	1,619	2,455	△ 836
環境調査（汚染状況）	環境農林水産部	2,487	804	1,683
有害大気汚染物質調査（一部新規）	環境農林水産部	4,730	4,950	△ 220
分析手法の開発	環境農林水産部	6,489	6,632	△ 143
ダイオキシン類排出実態調査	環境農林水産部	3,619	9,373	△ 5,754
ダイオキシン類環境モニタリング	環境農林水産部	8,381	9,037	△ 656
食品等に含まれるダイオキシン類調査	保健衛生部	632	632	0
ダイオキシン等有害化学物質検査分析室の整備（新規）	環境農林水産部	105,039	2,000	103,039
土壤中ダイオキシン類の植物への移行に関する調査（新規）	環境農林水産部	16,270	0	16,270
公害病認定患者死亡見舞金の支給	環境農林水産部	19,250	20,000	△ 750

項目名	部局名	11予算	10予算	増減
公害医療研修事業への助成	環境農林水産部	600	1,215	△ 615
健康被害予防事業の実施	環境農林水産部	5,205	0	5,205
大気汚染による健康影響調査	保健衛生部	7,374	9,452	△ 2,078
保健所における環境保健業務の実施	保健衛生部	2,147	2,977	△ 830
水処理及び水質確保に関する研究	保健衛生部	27,660	30,154	△ 2,494
母乳中の有機塩素系化合物の測定調査	保健衛生部	1,733	1,486	247
食品、容器包装等のPCB汚染調査	保健衛生部	756	1,079	△ 323
食品等の残留農薬に関する調査研究	保健衛生部	16,610	16,857	△ 247
環境汚染による健康影響等の監視体制の整備	保健衛生部	73	104	△ 31
府・市町村公害苦情相談窓口	環境農林水産部	1,069	1,441	△ 372
府警察機関による公害関係事犯の検挙	公安委員会	15,692	15,718	△ 26
公告審査会の運営	環境農林水産部	458	650	△ 192
府有施設の整備における電波受信障害の発生防止	建築都市部	1,595,364	768,830	826,534
中小企業低公害車購入資金特別融資	環境農林水産部	66,823	113,401	△ 46,578
中小企業設備貸与	商工部	10,000	10,000	0
中小企業設備近代化資金融資	商工部	2,800,000	2,800,000	0
平成10年度終了事業			970,224	△ 970,224
府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現	計	112,232,033	131,717,886	△ 19,485,853

自然と共生する豊かな環境の創造

(単位:千円)

項目名	部局名	11予算	10予算	増減
鳥獣保護区等の設定	環境農林水産部	432	616	△ 184
傷病野生鳥獣の救護	環境農林水産部	6,621	11,021	△ 4,400
鳥獣保護思想の普及啓発	環境農林水産部	6,128	7,531	△ 1,403
オオサンショウウオ・イタセンバラ・アユモドキ等の保護	環境農林水産部	2,700	2,348	352
府内の野生動植物の分布、生息・生育状況の把握(大阪府種の多様性調査)	環境農林水産部	6,304	7,767	△ 1,463
希少な野生動植物の保護(湿地保全事業)	環境農林水産部	10,200	10,200	0
環境と共生する港湾(エコポート)の整備	土木部	90,000	90,000	0
環境共生都市「水と緑の健康都市」の整備	企業局	91,850	95,900	△ 4,050
自然環境保全地域の指定と保全	環境農林水産部	3,818	3,818	0
緑地環境保全地域の指定と保全	環境農林水産部	4,000	4,533	△ 533
和泉・城山ブナ林の保全	環境農林水産部	5,946	5,822	124
府内の天然記念物等の保護増殖	教育委員会	450	450	0
長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区の保全・整備	環境農林水産部	2,108	2,424	△ 316
保安林の保全・管理	環境農林水産部	5,845	6,734	△ 889
国定公園区域の保全	環境農林水産部	1,900	3,780	△ 1,880
自然環境保全指導員制度の運用	環境農林水産部	12,274	13,875	△ 1,601
森林保全員制度の運用	環境農林水産部	11,191	12,215	△ 1,024
森林造成事業の推進	環境農林水産部	174,476	204,105	△ 29,629
治山事業の推進	環境農林水産部	1,077,653	1,344,657	△ 267,004
生駒山系グリーンベルト整備事業の推進	土木部	555,000	715,500	△ 160,500
森林景観保全整備事業の推進	環境農林水産部	30,633	39,458	△ 8,825
保安林整備緊急対策事業の推進	環境農林水産部	39,674	57,592	△ 17,918
棚田地域の保全	環境農林水産部	38,900	26,250	12,650
農空間整備事業の推進	環境農林水産部	18,200	10,400	△ 200
府民牧場のリニューアルオープン(新規)	環境農林水産部	1,064,920	894,439	170,481
水と緑豊かな渓流砂防事業の推進	土木部	310,300	394,000	△ 83,700
砂防環境整備事業の推進	土木部	34,000	34,500	△ 500
ダム湖周辺整備の推進	土木部	14,000	13,230	770
いきいき水路モデル事業の推進	環境農林水産部	387,950	698,250	△ 310,300
まちづくり水路整備事業の推進(新規)	環境農林水産部	303,325	0	303,325
オアシス整備事業の推進	環境農林水産部	321,196	409,219	△ 88,023
地域総合オアシス整備事業の推進	環境農林水産部	523,574	703,428	△ 179,854
阪南港阪南2区における人工干潟の整備	土木部	3,600	3,206	394
なぎさ保全創造事業の推進	環境農林水産部	117,000	180,000	△ 63,000
漁場保全対策事業の推進	環境農林水産部	52,100	23,900	28,200
魚礁の設置	環境農林水産部	74,809	83,103	△ 8,294
自然調和型漁港推進事業の推進(新規)	環境農林水産部	110,200	0	110,200
空港周辺海域整備事業の推進	環境農林水産部	7,980	9,560	△ 1,580
「なぎさ海道」事業の推進	企画調整部	71	59	12
自然公園整備・管理・運営事業の推進	環境農林水産部	128,851	91,162	37,689
府民の森利用促進・管理・運営事業の推進	環境農林水産部	349,809	519,328	△ 169,519

項目名	部局名	11予算	10予算	増減
森林クリーンアップの推進	環境農林水産部	3,621	5,172	△ 1,551
金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備	環境農林水産部	514,472	579,470	△ 64,998
府立自然公園構想の推進	環境農林水産部	567	795	△ 228
森林利用施設の維持管理	環境農林水産部	15,350	89,309	△ 73,959
長距離自然歩道の整備	環境農林水産部	51,722	58,630	△ 6,908
府民参加の森づくり事業の推進	環境農林水産部	11,103	12,434	△ 1,331
森林林業教育実施事業の推進	環境農林水産部	664	1,150	△ 486
河川環境整備事業の推進	土木部	313,000	1,396,700	△ 1,083,700
ふるさとの川整備事業の推進	土木部	3,722,000	4,747,100	△ 1,025,100
魚に親しむ川づくりの推進	環境農林水産部	599	988	△ 389
魚とふれあえる水辺の整備	環境農林水産部	700	367	333
水質保全啓発活動の推進	環境農林水産部	1,500	2,000	△ 500
河川愛護月間、森と湖に親しむ旬間等による啓発	土木部	1,587	2,300	△ 713
ふるさと砂防事業の促進	土木部	162,000	120,000	42,000
二色の浜環境整備事業の推進	企業局	274,096	210,431	63,665
ふれあい漁港漁村整備事業の推進	環境農林水産部	220,200	283,000	△ 62,800
海岸愛護月間による啓発	土木部	647	815	△ 168
(財) 大阪みどりのトラスト協会事業の展開	環境農林水産部	76,178	88,874	△ 12,696
全国育樹祭の開催(新規)	環境農林水産部	429,683	76,936	352,747
大阪府植樹祭の開催	環境農林水産部	1,605	2,280	△ 675
みどりの人材銀行運営事業の推進	環境農林水産部	1,046	1,494	△ 448
緑の少年団育成事業の推進	環境農林水産部	630	900	△ 270
緑アドバイザーの養成(新規)	環境農林水産部	1,400	0	1,400
平成10年度終了事業			3,287	△ 3,287
自然と共生する豊かな環境の創造 計		11,796,358	14,424,339	△ 2,627,981

文化と伝統の香り高い環境の創造

(単位:千円)

項目名	部局名	11予算	10予算	増減
健康と生きがいを支える府営公園の整備	土木部	10,524,217	13,243,033	△ 2,718,816
庁舎・府営住宅の緑化	建築都市部	412,743	739,178	△ 326,435
緑化樹配付事業の推進	環境農林水産部	127,080	166,947	△ 39,867
民間施設緑化推進事業の推進	環境農林水産部	28,788	57,575	△ 28,787
緑化支援隊による緑化の推進	環境農林水産部	23,056	34,448	△ 11,392
緑化センターの活用	環境農林水産部	72,375	84,939	△ 12,564
自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進	土木部	410,500	451,378	△ 40,878
治水緑地の整備	土木部	6,248,000	6,575,000	△ 327,000
河川再生事業の推進	土木部	324,000	360,000	△ 36,000
地域交流拠点(水辺プラザ)の整備	土木部	66,000	100,000	△ 34,000
河川浄化事業	土木部	532,000	1,064,000	△ 532,000
スーパー堤防の整備	土木部	468,000	420,000	48,000
南大阪湾岸整備事業の推進	企業局	142,720	227,753	△ 85,033
港湾環境整備事業の推進	土木部	120,000	280,000	△ 140,000
都市海岸高度化事業の推進	土木部	710,000	726,000	△ 16,000
埋立地の活用	環境農林水産部	15,275	47,368	△ 32,093
歩行者用道路の整備	土木部	5,973,000	5,797,000	176,000
サイクリング・ロードの整備	土木部	100,000	100,000	0
休憩場・案内標識の設置	土木部	120,000	299,000	△ 179,000
電線類の地中化の促進	土木部	680,000	985,000	△ 305,000
府営住宅の整備	建築都市部	24,581,460	38,983,484	△ 14,402,024
建築協定制度の活用	建築都市部	896	1,280	△ 384
景観条例の施行(一部新規)	建築都市部	3,120	944	2,176
密集住宅市街地整備促進事業	建築都市部	221,264	219,929	1,335
景観を損なう屋外広告物の指導、撤去	建築都市部	11,380	16,258	△ 4,878
めいわく駐車や放置自転車の解消に向けた府民運動の展開	土木部	12,563	15,443	△ 2,880
大阪都市景観建築賞	建築都市部	945	1,350	△ 405
まちづくり功労者の表彰	建築都市部	630	450	180
マスター・アーティストによる魅力あるまちなみ形成の推進	企業局	4,800	11,600	△ 6,800
団体等の交流の場の設置	建築都市部	420	0	420
美化運動の支援	土木部	6,090	8,700	△ 2,610
史跡等、公有化整備事業への助成	教育委員会	266,663	290,131	△ 23,468
文化財等の調査	教育委員会	2,600	2,600	0
歴史街道事業の推進	企画調整部	500	500	0

項目名	部局名	11予算	10予算	増減
府立博物館の運営	教育委員会	435,978	512,665	△ 76,687
日本民家集落博物館への支援	教育委員会	16,200	18,000	△ 1,800
府立近つ飛鳥風土記の丘の運営	教育委員会	13,716	15,174	△ 1,458
狭山池ダム資料館（仮称）の建設	土木部	2,422,000	1,609,000	813,000
歴史情報の提供	教育委員会	1,309	1,864	△ 555
文化財指導員による指導	教育委員会	960	1,372	△ 412
平成10年度終了事業			35,450	△ 35,450
文化と伝統の香り高い環境の創造 計		55,101,248	73,596,820	△ 18,495,572

地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造

(単位:千円)

項目名	部局名	11予算	10予算	増減
豊かな環境づくり大阪行動計画（ローカルジョン'21）の策定・推進	環境農林水産部	298	426	△ 128
地球環境関西フォーラムへの参画	環境農林水産部	300	270	30
「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の推進	環境農林水産部	8,000	2,000	6,000
大阪府フロン対策協議会の運営	環境農林水産部	2,978	6,763	△ 3,785
脱フロン技術の普及	商工部	13,410	14,899	△ 1,489
府有建築物の環境整備（特定フロン対策）事業の推進	建築都市部	80,000	88,200	△ 8,200
酸性雨のメカニズムの研究	環境農林水産部	130	254	△ 124
UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターへの支援	環境農林水産部	38,527	39,815	△ 1,288
海外友好提携都市との交流・協力	環境農林水産部	1,091	1,368	△ 277
APEC環境技術交流促進事業	環境農林水産部	11,102	13,591	△ 2,489
(財)地球環境産業技術研究機構との連携	環境農林水産部	23,402	22,903	499
省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組	生活文化部	1,416	1,416	0
エコエネルギー都市・大阪計画の策定	環境農林水産部	12,188	29,552	△ 17,364
地域冷暖房システムの導入促進	環境農林水産部	2,245	3,303	△ 1,058
村野浄水場コーディネーション事業（新規）	水道部	174,850	0	174,850
太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進	環境農林水産部	757	993	△ 236
剪定枝のリサイクル	土木部	26,467	25,531	936
有機性廃棄物のリサイクル農業利用調査	環境農林水産部	5,920	7,184	△ 1,264
阪南港阪南2区整備事業の推進	土木部	8,308,490	6,922,000	1,386,490
公共輸送機関の整備、充実	土木部	351,249	0	351,249
平成10年度終了事業			0	0
地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造 計		9,062,820	7,180,468	1,882,352

合

計

189,369,416 229,613,466 △ 40,244,050